

社会福祉の課題としての「部落」問題

——滋賀県日野町豊田の調査を中心として——

嶋井住小嶋
田垣啓一
倉谷章
二馨二郎

目次

- 一 部落問題研究の発展方向
 - 1 差別観の醸成原因に関する政府的感覚
 - 2 同和対策事業の現実
 - 3 部落問題研究の方法論
 - 4 部落問題研究の現状と展望
- 二 農村「部落」における生活構造
 - 1 調査方法
 - 2 豊田の概況

- 3 職業と収入
4 消費生活の実態
5 住民の要求

三 部落における住民組織と差別問題

- 1 問題の所在点
2 「農田地区」における住民組織

3 差別問題

四 「部落」対策と地方行政——融和と解放の岐点

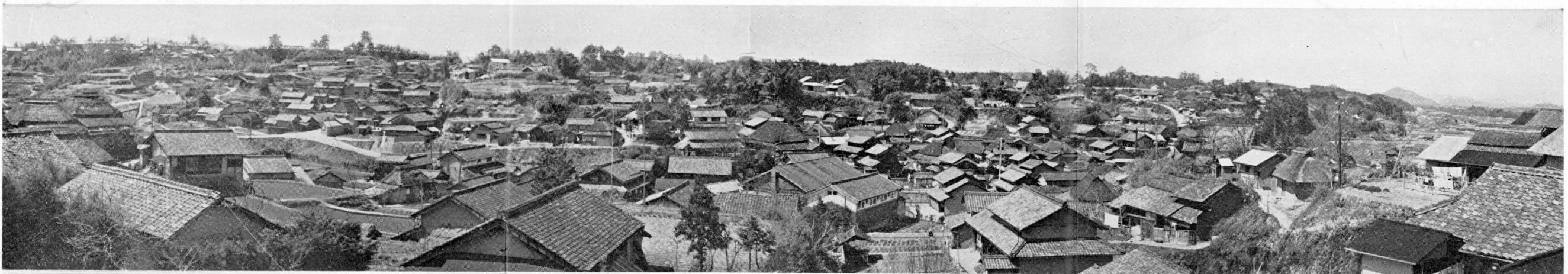
- 1 問題点の所在
2 融和事業の型態について
3 「解放」行政の条件について
4 むすびとして

— 部落問題研究の発展方向 —

1 差別観の醸成原因に関する政府的感覚

部落問題は、日本社会の背負う重大な社会問題の一つであるが、特に社会福祉活動の試金石ともいべき困難な問題領域を形成している。六千部落三〇〇万と呼称される人々の多くは、国民生活水準よりも著しく低劣な生

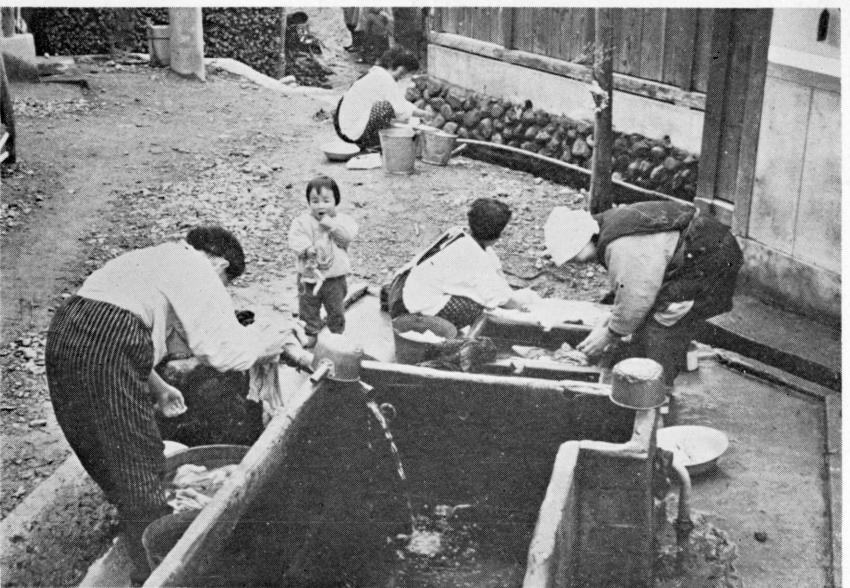
滋賀県日野町豊田部落の全景 東より西方を望む



村の坂道と丘の上の家



土壁の家 屋も家中は暗い



村の共同井戸



台所と子供たち



主婦たちの「絞り」仕事



子供会

活状態に沈没し、一部の国民より差別視と差別待遇を受けている。

昭和三十三年四月一日現在の全国同和対策協議会による「同和関係地区現況調査集計表」によると、生活保護において、府県保護率一〇〇〇分比が一八・三であるのに、同和関係地区では六三・四を示し、最高区にあつては実に二一六の高きに達している。府県の失業対策従事員数一四万七千のうち、同和関係地区失対従事員数三万二千、また同和関係地区失業者数六万五千人に及んでいる。就学・進学・就職状況をみると、長児兒童数、小学校では全府県で三万四千のうち、同和地区では三千七百、中学校では全府県で四万二千のうち、同和地区では四千八百を占めている。昭和三十二年度の全府県中学卒業者五九万のうち、同和地区では一万七千三百五十、全府県の高校進学者二七万二千、同和地区では五千百八名、全府県の就職者二一万五千に対して、同和地区の就職者は七千三百を示し、比較的高率を示している。

これらの数字が示唆しているように、部落問題に社会福祉の立場から等閑に附すべからざる緊急課題となつてゐるのであるが、政府は部落問題の発生原因をどのように理解し、これに対してもどのように対応しようとしているのであるか。

昭和三十四年五月六日、自民党政策審議会で決定され、同じく五月八日、同和問題閣僚懇談会の了承を得た『自民党同和対策要綱』を、その一例として検討してみよう。「永年に亘る我国社会の封建的残滓である同和地区の改善に重点を指向して、社会のひずみを是正し……」と説き起して、その本質原因を分析し、「同和問題は直接に差別観にまつわる人権問題として放置できない社会問題であるが、同和地域の経済的な低位性と、住宅その他環境の劣悪性とが悪循環をなして、かような差別観を醸成する原因ともなつてゐる。よつて、これらの悪循

環を断ち切るため、まず、経済的地位の向上と生活環境の改善を図ることとし、これを都市部における密集地帯（農村地帯における非農家の集落を含む）及び零細農村漁民の集落に二大別して、左のそれぞれの実状に即しつつ、強力に実施する。」と要領を述べている。ここに注目すべきは差別観成立の根拠を、部落 자체の内面における経済的低位性と住宅その他の環境の劣悪性という内部要因に求め、部落問題を社会全体の運動過程のなかに位置づけることを避けている点である。社会福祉問題としての部落問題が、その経済的低位性、環境的劣悪性を切迫した症状として、解決を求めていることは事実である。しかしそれらの症状への緊急処置が、果して部落問題そのものの解決策として、万全の効果を發揮し得るものと期待し得るものなのであらうか。「差別観を醸成する原因」をそのように割切る理論的態度そのものが、部落問題の現象に左右されて、問題の本質的構造を見誤るものとはなつていないのであらうか。

2 同和対策事業の現実

既に明治四年、部落民の「解放令」が発布されたけれども、内務省が実際に「部落現況調査」に着手したのは、漸く明治四十年に至つてからのことであった。大正九年、内務省より、部落改善団体への奨励助成金を下附し、その翌年二十一万円の地方改善補助費を計上して、二府十県に地方改善専務職員を設置せしめた。大正十一年「全国水平社」創立により、部落の側からの経済的解放闘争は激烈に展開され始めたけれども、「融和事業十ヶ年計画」が実施されたのは、僅かに昭和十一年のことであった。一千四百六十万円の継続費をもつて、部落經濟の確立、環境改善、融和教育等の施策に着手したが、間もなく進行し始めた戦時体制は、その進展を阻んでいた。

で、戦後、昭和二十六年第一回全日本同和対策協議会成立に至るまで、政府対策は真空状態のままに放置せられた。昭和二十八年から隣保館、共同浴場、共同作業場、下水排水路整備等に、徐々に施策を拡大し、三十五年からは共同便所、共同炊事洗濯場、共同井戸、さらにモデル地区にはこれらのはかに塵埃焼却場、墓地移転、火葬場等の設置が行われ始めた。

昭和三十四年、自民党同和対策特別委員会の設置により決定を見るに至った「同和対策要綱」は、十箇年に亘る事業計画を示すものとして、重要な意味をもつ。そこではモデル地区十四、準モデル地区四に事業費十五億円、これと併行して「非モデル地区同和対策」に約十五億円を注ぎ込もうとするものである。厚生省に昭和三十五年度に初めて一億三千万円の補助予算を計上し、この年設立された民間有志の「全日本同和会」、また「同和対策審議会設置法」公布によつて、部落問題への対策はややこ進展を示し始めたが、経済成長のもとでの国家財政の大規模化に較べると、部落問題対策の進度は未だ極めて低調であると言わなければならぬ。

従来の同和関係地区公共施設設置状況をみると、隣保館五二、公民館六〇〇、保育所一五一、診療所五一、授産場二二五、共同作業場三三〇、上(簡易)水道三一〇、塵埃焼却場三六、公営住宅四九九、集会場五六三、共同浴場二四二となつてゐる。各府県の同和対策必要事業として要求されているものは、小部落經濟確立のための中小企業資金貸付、畜農奨励、共同作業場等の経費三五億三千二百万円、(2)部落環境改善のための不良住宅地区画整理、第二種公営住宅、水道・下水排水路整備等の経費一二億三千九百万円、部落文化厚生施設として隣保館、公民館、保育所、診療所、児童遊園地等の経費十九億九千四百万円、同和教育推進のための必要事業経費三億六千三百万円など、わが国家予算に較べて九牛の一毛にも達しないが、現実の厚生省予算はそれに対しきえ

遙かに及ばない。

同和地区の府県別分布では、兵庫県一八万九千、大阪府一二二万、福岡八万三千、徳島七万、愛媛県六万三千、その他、岡山、奈良、京都、高知、三重、埼玉、等の諸府県がこれに続いているが、各府県、市町村の同和対策事業予算は、京都の七億円、大阪の五億六千八百万円、福岡の三億八千万円等が目星しいもので、総体的には決して部落問題解決の方向をとっているというわけにはゆかぬ。

3 部落問題研究の方法論

社会問題の本質探求に当つて、想い出されるのは、次の言葉である。「もし事物の欺瞞的な外観のみを捉える日常経験によつて判断するなら、科学的真理はつねに逆説なのである。」(マルクス『資本・価値及び價格』岩波文庫版、一九三五年、六二頁) 社会的諸現象の解明において、かかる現象を発生せしめる原因 (cause) は、それを構成する諸要因 (factors) との関係について、いくつかの誤れる立場を指摘しておかねばならない。

- (一) 一要因を全面的な原因として強調する特殊主義の立場
- (二) 諸要因を羅列的に並べて、その諸要因の相互関係における問題発生の在り方を問わない多元論の立場
- (三) それら多元的要因を認めり、結局、そのなかの一或いは少數要因にのみ集中的視点をおく偏重主義の立場

社会問題の原因探求における正当な科学的態度は、構造論的視野を基礎として、諸要因間の機能論的把握をそれと統一するものでなければならない。われらは社会現象の大量観察によつて、経済学的及び心理学的、社会学

的、文化的等々の諸要因のいかなるものが優勢要因として、原因形成に役割を果しているかを検討し、これを社会科学上の「法則」とし語ることができるであろう。しかし現実の事態は、ただ一般的法則の明らかにする「本質」認識方法をもつて、一様にあらゆる現象を貫徹する説明原理として、普遍妥当的に割切ろうとすると、個々の現象の特殊的性格を説明し得ない場合を生ずる。何故なら、歴史的世界における諸要因の相互関係は、単に平面的な相互連関であるのではなく、歴史的・空間的に制約された一定の「場」における諸要因の力学的な絡み合った局面の特殊事情をうみだし、一般的には優勢要因と見做されるものも、ある状況のもとでは潜在的であり、そこでは却つて、一般的には劣勢要因と考えられ、法則的視角からは非本質的なものとして捨象せられた要因が、原因形成に主たる役割を演ずる力学上の特殊場面を現出することもあり得る。

社会科学的認識が、大量観察によつて法則として把握された本質的なものの解明にのみ限定されるとするならば、そのような諸要因の構造論的理説のみでは、「場」の力学的構造における個々の特殊事態を非本質的なものとして、ただ説明に値しない偶然として捨象し去るほかはなく、普遍に対する特殊のもつ位置を説明することができない。一〇〇の現象のうち、本質認識によつて優勢要因の支配する七〇或いは八〇のケースはよく解明し得られるとしても、構造論的理説のみをもつては、特殊局面において劣勢要因の支配する「〇乃至三〇のケースを説明することはできない。社会科学が、学としての権威を保ち得るのは、ただに普遍妥当性の解明にのみ存するのではなく、優勢要因におけるその優位性の重要な意義を飽くまで尊重しながら、同時にまたその優勢要因の優位性にも拘らず、ある特定の状況においては、劣勢要因がダイナミックスの然らしめるところとして、却つて支配的役割を演じ得る特殊事態を、正確に把握し得ることになければならない。それは現象と本質との関係において

て、本質論的認識の立場の権威を聊かも減退せしめるものではなく、社会的諸現象の包括的・客観的認識を課題とする社会科学の当然の道筋であると言わなければならぬ。

部落問題は、社会関係における不調整現象として、社会福祉研究の重要な分野を形成する。がんらい社会福祉とは、その置かれた一定の社会体制において、諸個人主体と制度的集団とをめぐる社会関係において、主体的なならばに制度的諸要因に基いて生起する社会的に基本的な人間生活上の欲求の不充足、およびそれによつて生ずる諸々の社会的不調整現象を科学的に分析し、その充足・再調整または予防を通して、社会的に正常な生活を実現しようとする公私的社会的活動の総体を意味する。社会的不調整は、社会の環境的・制度的圧力と、そのなかで形成されつゝ、いまや環境や制度に対して自己を一個の独立的主体として主張するに至つた諸個人のパーソナリティの側からの圧力との、接点に触発される現象である。

それ故に、現在の時点における部落問題は、歴史的現実のなかでの客観的な環境的・制度的側面と、主観的なパーソナリティ主体の側面との二つの側面からの接近の統一点において、正確な理解に到達し得るのである。環境および主体の諸要因が差別問題の原因を形成しゆく過程を、先に述べたような誤つた特殊主義、多元論、或いは部分的偏向主義などの諸立場に陥ることなく、「場」の正確な把握に必要な構造論的理論を基礎とする機能論的理解の糸をたぐつて、縋密に追求してゆくことが、部落問題の正しい理解方法である、と言わなければならぬ。

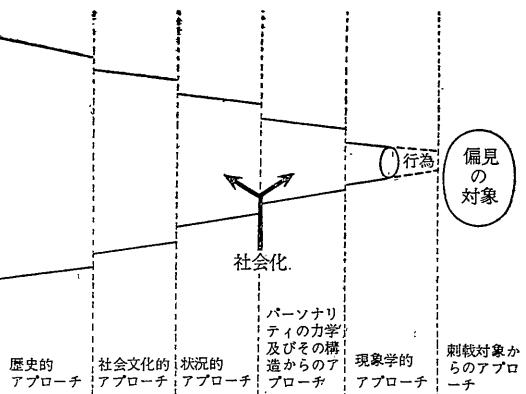
斯かる方法論的立場から部落問題の研究に向うとすれば、経済的・社会的諸制度の客観的側面と、そのなかに形成される部落の内および外部における人々のパーソナリティの主観的側面との両面にわたつて、差別意識の形

成にいかなる要因が作用しているかを分析し、それらの諸要因が、現在の歴史的・社会的状況において、どのようにダイナミックな相互作用を織り成して、現在の部落問題という社会的不調整現象をうみだしているか、を究明することが社会科学上の自然な手順となるであろう。

このような構造論的把握と機能論的視点とを総合する方法論的接近においては、状況的接近(situation approach)を、現在の時点における、単に横断面的(cross-sectional)な視野にとどめないとなく、縦の関係、即ち、経線的(longitudinal)な歴史的背景の追求と結び合せ、この横の関係と縦の関係との総合において理解する立体的な物の見方が、研究方法の基本とならなければならない。従つて部落問題の解説は、現代社会における制度的構造のなかに占めるその諸構成要因の分析と、歴史的背景の研究との統一的理解を必要とすることとなるわけである。

しかしそれだけでは、未だ社会的不調整現象に対する制度的接近にとどまるものであつて、部落の内外における人々の差別意識形成の主体的接近への視線は取りあげられていない。部落の環境的・制度的压力のもとで、部落集団内部の人々のペーパナリティの社会心理学的研究や、部落集団外部に在る人々の差別意識の社会心理学的研究によつて、部落問題という社会関係における不調整現象への主体的接近が行われ、これと制度的接近とが綜合されるとき、社会福祉問題としての部落問題の真相が初めて明白となり、それに対する福祉対策の方向もまたおのずから明らかとなるのである。

米国ハーバード大学心理学教授ゴルドン・W・オールポート(Gordon W. Allport)は、その広い社会的視野のなかで、心理問題の研究を開拓していくことをもつて知られているが、その著書 *The Nature of Prejudice*, 1954. のなかで、差別意識をうみだす種々の偏見への接近方法の具体的展望を、次のように示している。彼は、これら



G. W. Allport に依る偏見の原因研究の
もろもろの理論的・方法論アプローチの
仕方の図式的展望

諸方法は、どれ一つを除いても完全な描写とはならないのであるから、そのどれ一つをも、軽視すべきではないことを強調する。ここでは私の先に述べた制度的および主体的接近に大別したもの、而してその學問的分析方法として、経済学的、心理学的、社会学的、文化人類学的接近を考えていふものを、歴史的、社会文化的、状況的、心理力学的、現象学的および定評的の諸観点において捉えようとしている。

これらの諸観点のうち、特に状況的観点のことは、社会文化的アプローチから歴史的背景を抜き去つたものと定義されているものであつて、過去型式の重視から現在の力の重視へ視点を移したものと説かれているが、それは正しき「状況」理解が横断面的および経線的（歴史的）関係の綜合において可能となることを主張する私の立場とは、意味を異にしていることを附言しておかなければならぬ。また、あらゆる社会現象に通ずる一般法則とは、多様な因果関係が必ず働くことであるとして、その基本観念から、これら六つの観点をとりあげて、「る」と同意し得るが、これらの諸観点を重層的に盛りあげて、しかもそれら諸観点の相互作用の総合的（synthetic）把握に眼を向げず、並列的に叙述して、「通常、ある著者はわれらの図式で示した六つのアプローチのいずれか一つの観点に立つて、このアプローチのなかで偏見をうみだすのに作用しているある力

に關する自分の考え方を發展させでいる。この問題に対するわれわれ自身のアプローチは折衷的(eclectic)なものである」(Alport, *ibid.*, p. 208) と言つてゐるが、諸觀点の單なる折衷主義からは、社会的不調整を發生せしめる制度的集団の側面と、そのなかなる人々のペーソナリティ的側面とのダイナミックな相互作用とを、主体的に総合的把握において理解することはできない筈である。

そのような立場の相違を含むにもせよ、オールポートが、社会關係における偏見形成の重要觀点を數え挙げ、特に心理力学的觀点に得意の筆陣を張つてゐるのは、次に述べるようなわが国部落問題研究の現段階にとつて、示唆するところの多いことを認めないわけにはゆかぬ。

4 部落問題研究の現状と展望

わが国の部落問題研究の実績は、以上のような方法論的検討に照して、いかなる問題性をもつのであるうか。

部落問題は、身分と職業と地域とが三位一体の關係にあつて、これら三要件が相互に因となり果となつて、封建的ないし前近代的集団を形成し、そのなかにある人々が、一般社会の制度的体系と不調整の關係に陥つてゐるまゝに底の深い社会問題である。即ち封建的残存たる「身分」が、その身分差別的賤視觀念の故に、賤民の專業とされた特定の近代以前の「職業」を當てがわれ、その特定職業に携わる特定身分の人間集団が、一般社会から隔離された特定「地域」に居住して、独特の問題領域を形成するに至つたのである。

それ故に、部落研究の第一の方向が歴史的接近による封建制残存形態としての「身分」の解明に向けられたのは当然であり、研究の重要な段階をなす」とを認める」とができる。「全國水平社」(一九二三年創立)の最初の闘

争が身分闘争に向けられ、運動の基本方針において、先ず「我々に対し穢多及び特殊部落民等の言行によつて侮辱の意思を表示したる時は、徹底的糾弾を為す」として、激烈な差別糾弾闘争に主力を傾倒した事情をも、よく理解することができる。

しかし、「封建的なもの」の残存する理由については、經濟外的強制の問題を巡つて、いわゆる講座派の解釈するように、絶対主義的性格を荷負う政治権力の存在に究極的原因を求むべきではなく、明治以後のわれらの社会を包む社会体制、即ち資本主義社会の全体的な関連において、社会の総過程のなかで把握すべきものである。

封建的な身分関係の残存が、部落窮乏化の根本原因であるのならば、その身分関係の破碎のみを目標として闘争すれば、部落解放運動の任務に足りりというべきであろう。しかし、身分関係や政治的状態が經濟状態の決定原因ではなく、資本主義發展のための經濟的要求こそ、身分関係や政治的状態を拘束したのである。高橋貞樹氏等の指導下に水平社運動が身分闘争と階級闘争とを結びつけ、資本に対する労働者階級の闘いに合流することによりて、身分的差別の基礎と闘う方針をとり始めたことは、決して誤まりではなかつた。

水平社内部組織としての「全国水平社無産同盟」が、「現在の水平運動を終結して、無産部落民の解放運動を一般無産者の階級闘争と合一せんとするものである。」と声明し、或いはまた全国水平社第十回大会（一九三一年）に九州極左グループが、「部落労働者、農民の階級的進出を身分的組織の下にしばりつけて阻止している全国水平社を解消しなければならない。」と主張するに至つては、身分と階級とがあまりに軽率に混同されて、身分關係が身分關係として独自に荷負う社会的・文化的要因を漠視することを忘れさせる危険を孕んでいると言わなければならぬ。しかし、部落問題が資本主義問題、特に独占資本下における階級闘争の問題として取りあげるこ

と自体は決して誤つていなし。

封建的身分の残存とする歴史的解釈、独占資本下における階級闘争の問題とする見解、また両者を統一的に把握しようとする立場が、過去における部落問題研究の主流をなしてきたことは、部落問題の実態に即して當を得たものとみることができる。それらは差別の基礎を追求するに当つて、不可欠のアプローチであつた。

しかし、それだけでは、それが如何にして特別な偏見を呼びおこすかの科学的説明を意味するものとはならぬ。それらの研究方法は、オールポートの諸アプローチのなかでは、「歴史的アプローチ」の範疇に属するものであるが、身分と職業と地域の三位一体性が、「差別意識」という偏見をうみだす事情の解明のためにには、社会文化的、或いは心理力学的等々のアプローチを併せ用いて、これを総合的観点から取扱う用意がなくてはならない。嘗て溝口靖夫教授著『差別感情とタブー』(昭和十年)は、偏見成立の社会心理学的側面を探求しようとしたけれども、現在においても、そのような試みは未だ「同和教育」に携わる人々によつて端緒的に問われているに過ぎない。

差別意識の克服に向つて闘おうとする社会福祉活動は、政府の同和対策の意図する部落經濟の確立や環境改善の」とき、單なるスラム対策に類する活動の域を越えて、部落解放対策固有の活動を開始し得るために、部落研究の新展開を待望しているのである。私どもがここに実施した豊田地区調査は、以上のような問題意識を前提としつゝ、「部落」の実態分析に一步前進しようとするいささかの試みであり、今後の私どもの研究室の行おうとする部落問題研究について、ペイロット・スタディとしての意義をもつものである。(鷲田啓一郎)

I 農村「部落」における生活構造

1 調査方法

六千部落、三百万と称せられる部落は、特に近畿、中国、四国、北九州など瀬戸内海をとりまく諸地域に集中されている。それらはすべて「部落」という一般的特質に規制されながら、地方的あるいは都市、農村、山村、漁村の相違によつて、それにそれぞれはユニークな一つのコミュニティであることによつて、多様な生活の諸相を展開するものと考えられる。究極的には、われわれはこの「部落」の多様性と一般性の把握から「部落」の本質構造を明かにしようとした意図している。以下記述される滋賀県蒲生郡日野町豊田のケースは、われわれのこの試みの一端階として、また同地域が同和モデル地区の指定をうけている関係、住民の生活実態と要求を明らかにし、社会福祉に関する種々な事業計画立案に役立つような資料を提供する目的をもつて行われた。近畿は部落の多いことで、著名な地方の一つであるが、ここ滋賀県では、六八ヶ所、八千世帯、人口四万、六市二八町村がその行政単位の中に部落を含んでいることを付記しておこう。

「調査方法」

まず、日野町役場の協力を得て豊田全住民を含む三三四の世帯票を作成した。かかる小コミュニティにおいては、全数調査が望ましいであらうが、経費や期限のうえから抽出とし、全票を「幼児を含む世帯」(Aグループとする)「幼児及び小・中

サンプルの構成

	A 幼児を含む世帯	B 児童・小・中学生を含む世帯	C 小・中学生を含む世帯	D 中学以下の子供を含む世帯	計
サンプル(回収) (不能)	22 2 27	34	62 2 59	43 2 45	161 6 167
以外		36			
計	51	70	123	90	334

対象者の年齢

年齢	A	B	C	D
~25	7	2	1	2
~30	9	7	5	1
~35	2	12	11	1
~40	2	5	11	2
~45		5	12	5
~50		2	4	7
~55		1	12	7
~60			3	7
~65	1		1	4
~70			1	6
71~	1			
計	22	34	62	43

「学生を含む世帯」(B)、「小・中学生を含む世帯」(C)、「中学以下の児童を含まない世帯」(D)の四家族形態によつて分類したうえで、これを行つた。これは保育所、児童公園、その他児童に関する質問がかなり含まれ、上記分類によつて事情も要求も異なるものと推察されたからであり、それぞれのグループについて性別を確保したかつたからである。なお、同時にこの分類によつて一応、対象者である主婦について、多様な年齢層をバランスをとつて選定できるものと期待されていた。このようにしてサンプルは、次のようになる。(丁度、年度切りの時期であり、記録と実際とのずれ等もあり、各グループとも全く半々にはゆかなかつた。)

なお、この個別訪問調査を補うものとして、地域リーダーたちとの会合や個人面接に加えて、婦人会、青年団および中学生男子、女子、小学生高学年、低学年などの六グループについて集団面接を行つた。この集団面接参加者は、婦人会二〇名、青年会一五名、児童は各グループそれぞれ八名で、家庭の経済的状態、成績等、全体を代

社会福祉の課題としての「部落」問題

八六

サンプルと母集団 (1)

	サンプル	全
年 収		
～ 10万	44.3%	45.2%
～ 20万	44.8	45.9
～ 30万	6.4	4.8
以上	4.5	4.1
住居所 有		
自家	88.1	87.9
借家	10.0	10.0
借間	1.9	2.1
部屋数		
1室	18.3	16.6
2室	24.6	24.6
3室	16.9	20.9
4室	36.5	30.5
5室以上	3.7	2.9
一人当たり畠数		
～ 2.5	39.3	38.6
～ 5	46.2	49.3
以上	14.5	12.1

表するバラエティをもつて選定されている。なお、調査期間は昭和三十六年三月一四月であつて、訪問面接は四月一二日一一三日、集団面接は同月二二、二三日に行われた。

一 面接の所要時間約四〇分、一〇人の面接員によつて昼夜三日間で行われたが、この訪問面接には地域リーダーの指導の下に、地元青年団の人々の案内が得られ、非常に進行を助けるとともに、すぐれて高い回収

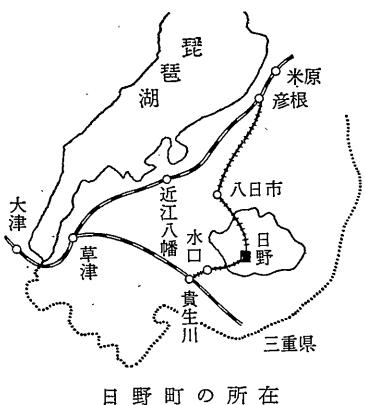
サンプルと母集団 (2)

全			年齢	サンプル(それ以外)		
男	女	計		男	女	計
59	60	119	0～5	30 (29)	28 (32)	58 (61)
67	72	139	6～10	31 (36)	40 (32)	71 (68)
113	110	223	11～15	58 (55)	54 (56)	112 (111)
50	57	107	16～20	24 (26)	31 (26)	55 (52)
63	66	129	21～25	34 (29)	35 (31)	69 (60)
56	57	113	26～30	25 (31)	31 (26)	56 (57)
53	63	116	31～35	21 (32)	30 (33)	51 (55)
32	40	72	36～40	20 (12)	19 (21)	39 (33)
42	40	82	41～45	24 (18)	17 (23)	41 (41)
26	32	58	46～50	15 (11)	15 (17)	30 (28)
33	35	68	51～55	14 (19)	20 (15)	34 (34)
25	23	48	56～60	14 (11)	9 (14)	23 (25)
24	17	41	61～65	15 (9)	9 (8)	24 (17)
16	15	31	66～70	11 (5)	9 (6)	20 (11)
10	13	23	71～75	6 (4)	7 (6)	13 (10)
1	7	8	76～80	1 (-)	1 (6)	2 (6)
7	5	12	81～85	3 (4)	3 (2)	6 (6)
1	2	3	86～90	1 (-)	2 (-)	3 (-)

(九六%) をあげることができた。「部落」の調査は、一般に多くの困難を含むものであるが、このような、われわれの成果は、われわれが住民の要求を中心の問題としてとりあげ、一方には要求のある実現の可能性が存在したことと、更に何よりも地域リーダーが住民をよく掌握しており、かかるリーダーの調査への非常な協力によるものであった。

全対象一六七、有効調査票は不能六を除く一六一、サンプリング誤差は、信頼度九五%で最大(5.5)の場合五・五%であるが、一方、この代表性のチェックは幸い世帯票における項目については全数調査が完了しているので、表示の通りその資料にもとづいても行うことができた。なお、以下表中「M.A」とあるのは、一回答者が二つ以上の項目にわたって回答した場合である。

2 豊田の概況

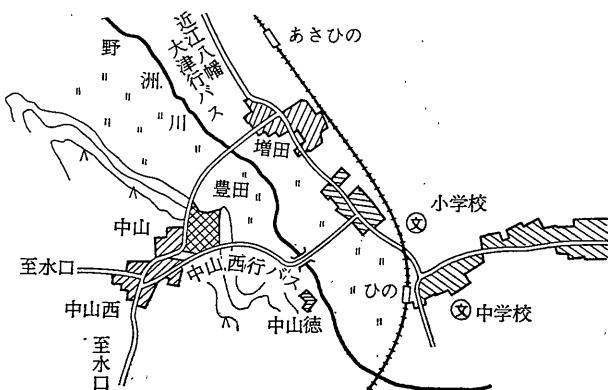


社会福祉の課題としての「部落」問題

東海道線草津から草津線を約三〇分、貴生川に、そこから近江鉄道を一五分くらいで日野に着く。日野町の中心へは東へ歩いてなお三〇分ぐらいかかる。役所や警察の建物は、至極立派であるが、小さな映画館が一軒、また、商店街といえるほどのものもなく、道の両側だけに、家の並んだ田舎町という感じがぬけぎれない。われわれの豊田は駅から日野町とは反対側の西へ、これも歩けば三〇分ぐらいかかるが、一日五往復の中山西谷行きのバスに乗れば一〇分で行ける。近江鉄道に沿う県道には近江八幡や大津に出るバスも走っている。豊田から徒步約一〇分で、この線のバ

ス・ストップ増田に、さらにもう五分も歩けば近江鉄道の朝日野に行ける。豊田の子供たちの通う小学校や中学校は、いずれも日野駅の近くにある。こういえば、豊田は決して不便なところではない。

豊田の周辺（五万分ノ一）



水も豊富で水質もうんとよいのも対照的である。そのうえ、いつも台風は、この樹木のない丘陵地帯を吹きまくり、破壊をさけるすべもない斜面の家々もある。要するに豊田の自然的条件は、そこに住む人々に決して恵みをあたえてはいないのである。

3 職業と収入

第一に、暮しの基本としての職業の問題であるが、農村である以上、豊田の農業といふものにまづその焦点をあてる必要があろう。大正六年の調査では、全世帯一五一の耕作面積の分布は、一反以下九六、五反以下四〇、一町以下一〇、一町以上五で、県税を負担しないものは九三二つた。現在三三四世帯、多少とも農地をもつものはその約半数であつて、七反ももつものは一〇世帯に満たず、平均わずか一反七畝にしかすぎない。土地を全くもたない他の半分は土方等の日稼ぎを専らの仕事としており、また農業を當むものにして、殆んどのものは、それだけではやつてゆけないので同じよう日に稼ぎをしており、この日稼ぎが、男たちの重要な仕事となつてゐる。規模が小さすぎるるので農業は世帯主の中心の仕事とはならない。たとえば、三反程度の農家の夫は農繁期の

第一表 夫の職業

	N	%
日稼・農業稼業員	58	38.9
農業員	28	18.8
日商務員	27	18.1
公店員・日稼業員	9	6.0
店員・農業員	6	4.0
農業・会社員	4	2.7
商商その他の	3	2.0
農業・会社員	2	1.3
農業・会社員	2	1.3
計	149	100.0

(その他一馬喰、くず買、職人、運転手、店員、僧侶等)

第二表 1ヶ月の仕事日数

	計	%
5～10日	10	9.0
11～15日	24	21.6
16～20日	35	31.6
21～25日	27	24.3
26～	15	13.5
計	111	10.00

第三表 月 収

	N	%
～5,000円	10	9.3
～8,000	21	19.5
～12,000	47	43.5
～15,000	9	8.3
～25,000	13	11.9
～40,000	4	3.7
～50,000	2	1.9
50,000～	2	1.9
計	108	100.0

み自分の田に主力を注ぎ、他は女房にまかせて日稼ぎにでかけるという形をとる。

日稼ぎは、農繁期に他の農家の手伝いをすること（一日、昼食付きで千円ぐらいになる）も、金になる仕事としてよく行われているが、専ら土木工事現場への就労を仕事としている。早朝、現場から人集めのトラックがやつてくる。その日の仕事を求めるものはそれに乗り、そして夜、日当を貰つて帰つてくる。伊勢湾台風被害の復旧、それに最近の設備拡張、公共事業のブームにのつて、土木事業の現場労務者は求人難で、「応恒常的な求人があり、相対的には安定しているが、身分の保証は全くなく、いつ仕事を失うかもしない」という深い不安が人々の胸に巢くい、それが日常の生活を無計画ならしめている。雇主側の都合でどうにでもなる運命の過剰人口、単純労務への給源として役割を「部落」は果していられるのである。中学を出た子供たちも、一応、何処かの他の企業に就職することはあっても、面白くないことなどあれば、また舞いもどつてきて、結局、この日稼ぎの仲間に入つてしまふことも多い。この場合、もちろん就職や職場における差別という大問題を考慮に入れなければならないにしても、遠い将来に期待をよせて、コツコツと働くよりは毎日かなりの額になる現金の魅力に打ち負かされる若い世代の大きさは、「部落」の停滞性後進性の脱却を、まだまだ遠い将来のこととしているようである。

しかし、男の働きだけでは家計は維持されない。仕事はあるといつても毎日欠かさずあるわけでもなく、それは身体の調子や天候によつて仕事を失う場合もある。事実、雨の日など大の男が家でいろいろしているのが見られる。ということで、主婦も仕事をし、子供は家事手伝いを受けもつという生活体制ができあがることになる。

かくて主婦の七八・三〇%が家事以外の仕事をもち、これら労働主婦の八〇%がしぶりを仕事としている。このしぶりは大正八年、婦女子に対する授産事業として始められたもので、当時の村の出身者が京都でしぶり業を

第四表 家事以外の仕事をもつ
主婦 126 人の仕事内容
(MA)

	N	%
ぼり業稼り伝他	91	79.3
農日 ラ靴作	24	19.0
手のそ	8	6.3
	6	4.7
	2	1.5
	9	6.8
計	140	117.6

第五表 労働主婦の月収

	N	%
~ 1,000円	38	36.2
~ 2,000	37	35.2
~ 3,000	18	17.1
~ 4,000	3	2.9
~ 5,000	2	1.9
~ 6,000	2	1.9
~ 7,000	0	0
~ 8,000	3	2.9
計	105	100.0

営むものがあつたのを手掛けに、教師の派遣原継供給を交渉し、妻女三〇名を集め習わせたのが始まりで、当時村の指導者は農閑期の婦女の仕事として最適と高く評価し、拡張につとめたという記録が残っている。このしほりは、京都市内の「部

落」でみられる爪でしほりしていく、「手しほり」に対して、木の支柱にとりつけられた金属性のカギ棒の尖端にひつかけてしほっていく「機械しほり」と称されるもので、現在、村内に数軒の仲介業者が生れ、京都の問屋と連絡をとつて材料供給と工賃支払いを行つてゐる。工賃は時期、種類によつて一定しないが、たとえば、一日百円もしほるのは仲々大変のことであつた。

さて収入の問題は、かかる就業形態では正確な把握が困難なうえ、われわれのこの面のアプローチもごく限定されたもので満足な成果をあげ得なかつた。そこで家族全体の収入については、役場への所得申請記録をかりていうと、年収一五万以下が八割、二十万までとすると大体九割が含まれてしまうことが示されている。

また、別の統計記録では、月収一万までが三六・三%、二万までとすると九五・四%が入つてしまふ状態である。生活保護世帯は八・六%、日野町全体が一一四世帯、一・三%であることを知れば、約七倍の高率である。

第六表 年 収(世帯)

	N	%
5 万	4	2.5
~ 10 万	65	40.4
~ 15 万	58	36.0
~ 20 万	12	7.5
~ 25 万	4	2.5
~ 30 万	6	4.7
~ 35 万	0	0
~ 40 万	5	4.1
不	2	1.2
計	161	100.0

ちなみに、滋賀県全体の生活保護世帯の約 $\frac{1}{2}$ が「部落」の人々によつてしめられており、全国的にみても「部落」が、そこにしめる比重の大きさは、「部落」と社会福祉問題との重要な関連性を決定することが指摘されなければならない。

要するに、「部落」の基本的特質としての経済的低位、それに農村でありながら農地に乏しく雜業に生きる農村「部落」の一般的特徴が、ここ豊田でもまさかもなくあらわされているのである。

4 消費生活の実態

では次に、わずかな金額を寄せ集めた支えのうえに、どのような生活が行われ、また人々はどのような要求に悩んでいるであろうか。

「部落」といえば不良住宅地帯として連闇的に考えられる住居の問題からはじめてみよう。他の「部落」では少數の家主が多く家の所有している場合がよくみられるが、ここ豊田では九割近くが、とにかく自分の家をもつており、部屋数や一人当たりの畳数は思つたほど少なくなく、いわゆる、過密居住の問題はそう深刻ではないかった。ここでは、息子が嫁をとると素人大工でも、親は、別に家または自分たちの住むスペースをつくつて住む「世帯わかれ」といわれる習わしがあり、それが過密居住の少ない理由の一つと考えられる。

この丘陵地帯はほぼスリバチ状になつていて、真中の一応の平坦部分には、比較的経済的上層の、家屋として

第九表 電 灯 数

	N	%
1 ケ 所	60	37.6
2 ケ 所	26	16.2
3 ケ 所	3	1.8
4 ケ 所	4	2.5
5 ケ 所	21	13.1
6 ケ 所	8	5.1
7 ケ 所	17	10.7
8 ケ 所	6	3.8
9 ケ 所	4	2.5
10 ケ 所	1	0.6
11 ケ 所	3	1.8
12 ケ 所	2	1.2
12 以 上	4	2.5
不 明	1	0.6
計	161	100.0

第七表 部 屋 数

	N	%
1 室	29	18.0
2 室	39	24.2
3 室	27	16.8
4 室	58	36.0
5 室	5	3.1
6 室	1	0.6
不 明	2	1.3
計	161	10.00

第八表 1人当たり畠数

	N	%
1 畠	10	6.2
~ 1. 5 畠	14	8.7
~ 2 畠	21	13.0
~ 2. 5 畠	16	9.9
~ 3 畠	13	8.1
~ 3. 5 畠	24	14.9
~ 4 畠	19	11.8
~ 4. 5 畠	8	4.9
~ 5 畠	14	8.7
~ 5. 5 畠	1	0.6
~ 6 畠	8	4.9
~ 6. 5 畠	1	0.7
~ 7 畠	3	1.8
~ 7. 5 畠	1	0.7
~ 8 畠	3	1.8
~ 8. 5 畠	1	0.8
1 4 畠	1	0.8
不 明	3	1.8
計	161	100.0

第十表 電灯W数 (螢光灯は電灯Wの3倍としてカウント
~螢光灯のある世帯は54, 全体のほぼ3%である)

	N	%
~ 20 W	16	9.9
~ 40 W	33	20.6
~ 60 W	19	11.8
~ 80 W	12	7.4
~ 100 W	3	1.8
~ 200 W	25	15.7
~ 300 W	22	13.8
~ 400 W	13	8.0
~ 500 W	5	3.1
~ 1,000 W	9	5.5
1,000W 以上	1	0.6
不 明	3	1.8
	161	100.0

第十二表 そこはお宅からどの位離れているか

	N	%
~ 10 M	12	17.9
~ 20 M	14	20.9
~ 30 M	9	13.4
~ 50 M	12	17.9
~ 100 M	9	13.4
100M 以上	7	10.6
不明	4	5.9
	67	100.0

第十三表 その井戸は年中使用でありますか

	N	%
できる	116	72.1
できない	38	23.6
不明	7	4.3
	161	100.0

第十四表 [本人の場合] 水汲みはつらいか

	N	%
非常につらい	35	28.5
かなりつらい	27	21.9
それほどでない	54	43.9
季節による	7	5.7
	123	100.0

第十一表 住居に修理の必要なところがあるか

	N	%
ない	76	47.2
部分的にある	53	33.9
沢山ある	31	19.3
無回答		0.6
	161	100.0

も一応整ったものがあるが、スリバチの上に行くほど下層の人々が住み、家々は土ヌリ、ワラブキで、窓は少なくて小さく、カマドのある土間と、一室が二室の、建具のない部屋だけの貧弱な家々が群がっている。昼間でも暗い家が多いが、照明に関しては第九、十表の通りである。第十一表はそれだけでは不充分であるが、かかる形で住宅の不良度を探つたものである。また、便所は住居とは独立して建てられており、家のなかは割合かたづいた清潔な感じで、むきだしの丘陵地帯におかれている関係、都市「部落」のあのしめつけた感じがなく高潔な感じがする。

次の問題として、生活に重要な水が全く不便で、井戸のない家が四〇%以

上あり、かかる人々は水おけをかついで毎日数回往復しなければならない。この距離が第十一表である。さらに、日常使用している井戸に水がなくなつてしまふ場合が第十三表の通り「四%ばかりある。その場合、もう一つの井戸までの距離はさらに遠くなり、100メートル以上というのが10%もあり、それを含めて50メートル以上が30%近くをしめる。道は悪くそして坂道であることを考えなくてはならない。平坦部の比較的水の豊富な井戸は飲料水とならず、水質のよい山の上の井戸は、水が涸れるといった具合に、分量は少ないうえに水質不良で、この水の問題はこの部落にとって最大の問題となつてゐる。日夜欠かすことのできない水汲みの仕事は、かなりの労力を要し、労働と休息の時間を剝奪してゐるのである。

水について燃料はどうと、山も木も、近くに適当な集取地がなく、大半の人々(72%)は専ら購入してゐるが、他の人々は半日ないし一日がかりの仕事で、車を引っぱつて一里二里、川をさかのぼつて集めに行くという状態である。

働きに働き、しかも不便な暮らしのなかに入々の楽しみといえばどんなことであろうか。これを主婦たちにきいてみると、ねこんだり、おしゃべりしたり、はつきりした目的もなくやらぶら過し、ラジオを聴き、たまたま映画でもみに行くといったかたちがあらわれる。年寄りにはやはり「おまいり」が、そして年長の主婦は「婦人会」とあるのも興味深い。買物や映画は、日野町よりは都市的な水口町や八日市市にむしろ集中され、中学ぐらいの子供にとつても、そうした町へ出掛けることが最大の楽しみとなつてゐる。しかしこうしたことはごくたまのことである。前述のしぶりは気の合つた者同志数人集つて行われる。そこに、おしゃべり、子供の相手、ラジオ聴取が同時に行われる。しぶりの労働には娛樂的因素が含まれ、村一つしかない浴場に行くこととともに、これは

第十五表 ひまのできたとき、楽しみはどんなことか (MA, 回答者数161)

	A	B	C	D	計	%
ねぶお子ラテ映読お婦そ	1 1 1 1 1 6 2 4 1 1 1 3	1 2 5 4 13 2 9 1 1 1 1 5	3 4 7 3 20 2 11 5 5 3 3	7 6 2 1 8 2 5 2 7 1 6	12 13 15 9 47 8 29 9 13 6 17	7.4 8.0 9.3 5.5 29.1 4.9 18.0 5.5 8.0 3.7 10.5
こらしと画ま人の	計	22	43	66	47	109.0

主婦たちの中心的な娯楽ともいえるかもしない。このしほりは中学女子のあいだでも行われているが、友達とおしゃべりしながらの作業は、手伝いや労働というよりは、日曜日の一つの楽しみ、しかもお金になる楽しみとしてうけとられていることを、ここに付け加えなければならない。

子供を育て、教育することは、衣食住につぐ家庭の一大事業である。貧しい社会では子供の労働も日常の重要な生手段である。かかる社会では、子供は将来の成長発展よりも、むしろ現在間に合う子供として実用的な育児方針がとられるのが普通である。教育という投資が就職の差別によつて実益をともなわなければ、一層のことであろう。不就学、長欠、学業不振、高校進学率の低位が「部落」の特徴としてしばしば問題にされるが、この貧しさと差別からはある程度不可避とも考えらよう。勉強よりも手伝いが重んじられる傾向はないか。(現地の小・中学校の統計による)と、五、六年前までは年間出席日数が年間授業日数の半数に満たないものが三〇数名におよび、五〇日以上の長欠生徒が二〇%程

第十六表 中・小学生のお手伝い

	中学生			小・高学年 (6-4)			小・低学年 (3-1)			計		
	男	女	計	%	男	女	計	%	男	女	計	%
手伝いしている	25	25	50	83.3	21	22	43	65.2	9	10	19	38.8
していない	7	3	10	16.7	14	9	23	34.8	12	18	30	61.2
計	32	28	60	100.0	35	31	66	100.0	21	28	49	100.0

第十七表 手伝いの頻度

	男子					女子					計	%
	中3 ～1	小6 ～4	小3 ～1	計	%	%	計	中3 ～1	小6 ～4	小3 ～1		
毎日	19	9	4	32	61.5	76.8	43	18	20	5	75	69.4
週2,3回	5	6	4	15	28.9	14.3	8	3	2	3	23	21.3
月2,3回	1	4		5	9.6	8.9	5	1	3	1	10	9.3
計	25	19	8	52	100.0	100.0	56	22	25	9	108	100.0

第十八表 1日の手伝いの時間

	男子					女子					計	%
	中3 ～1	小6 ～4	小3 ～1	計	%	%	計	中3 ～1	小6 ～4	小3 ～1		
～30分	6	9	8	23	45.1	16.0	8	2	4	2	31	0.7
～1時間	9	8		17	33.3	42.0	21	7	11	3	38	7.7
～1時間30分	1			2	3.9	8.0	4	1	3		6	5.8
～2時間	4	1		4	7.9	16.0	8	5	3		12	11.9
～3時間	3			3	5.9	18.0	9	5	1	3	12	11.9
～4時間	2			2	3.9						2	2.0
計	25	18	8	51	100.0	100.0	50	20	22	8	101	100.0

第十九表 手伝いのため学校を休むこと

	N	%
ある	0	0
しばしば	7	8.2
ときどき	17	18.3
ごくたまに	69	73.5
全くない		
計	93	100.0

第二十表 学校に行きたがったか 気安く休んだか

	N	%
行きたがった	21	87.5
気安く休んだ	3	12.5
計	24	100.0

女の方が多くなり、手伝いの頻度、時間も女子が多く、手伝いは女子に一そう負担がかかることが注目される。その内容は、使い、子守り、炊事、掃除、水汲み等家事手伝いが主で、それ以外では、田畠の手伝い、牛や鶏の世話、しぶり等である。女子は中学生ともなれば、炊事は単に親の手助けとしてではなく材料購入、献立その他一切を全部うけもつてている。その間、母親はしぶりに専念できるという仕組みになつていて。

幸い、殆どの子供は学校に行くことを楽しみとしているようである。しかしこれが決してよい成績にはつらなつていらないし、注意散漫、勤勉意欲を全く欠くと教師の評価をうけるものもかなり存在する。よいところとしては掃除など身体を使う仕事は仲々熱心にしたりすることで、これは恐らく、子供たちの労働を必要とする家庭環境のしからしむるところであろうし、また、上級に進むにつれ成績低下の傾向や成績に比してはIQの悪くなきことなども、やはり環境のしからしめるところであろう。学校に行く子供をもつ世帯九六のうち、一室しかな

度を前後していたことが示されているが、今日、このようないことはないとしても、やはり病欠、事故欠とも他の字とくらべてこの豊田が最上位をしめている。(この問題を明かにするためにいくつかの質問を設けたのであるが、主なものをあげておくと第十六～二十表の通りである。年長になるほど手伝いする者の比率が高くなることは当然としても、男は女より早く手伝いを始めることが多いが、大きくなれば

比率が高くなることは当然としても、男は女よりも早く手伝いを始めることが多いが、大きくなれば

第二十一表 豊田小学生の全教科総合学習成績（昭和35年度学年末）

	5	4	3	2	1
豊田児童	2%	9%	48%	27%	14%
全校児童	10% 1	5%	50%	15%	10%

い家が一五、これを含めて二室以下とすると四一、電灯にしても一灯というのが三八、W数四〇W以下が三〇世帯ある（第九、十表参照）。独自のものであれ、共有であれ、勉強机をもたないとする世帯が三八%、勉強をかまわぬとするものが四一%もあり、三六%が最低の教育費としての学校におさめる費用を大変な負担としている。

このように、勉強というものに見離されたような子供も多いなかに、あるゆとりもあり意欲もある親たちはわが子の高校以上の進学を望みはしている。（第廿五表）しかし、中学三年の男女一六名に関する面接では、高校に行くとか行きたいというものは一人も見当らないのである。これは、行かせたいという母親の願望は、單なる願望にとどまつていて本

第二十二表 勉強をしなさいと絶えずいう方ですか。それとも好きなようにさせていますか。

	N	%
よくいき	29	30.5
とかまわぬ	26	27.2
計	40	42.3
計	95	100.0

第二十三表 自分の勉強机をもっているか。

	N	%
各自の机あり	38	40.0
子供の共有い	21	22.1
計	36	37.9
計	95	100.0

第二十四表 学校におさめる費用は大変負担になりますか。それほどでもないですか。

	N	%
大変負担になる	34	35.8
それ程でもない	58	61.1
保護家庭	3	3.1
計	95	100.0

当の目標になつていないこと、すなわち、進学という目標に応じた取扱いが現実には子供になされておらず、子供は勉強よりは手伝いに身をやだねるようになつてしまい、それが子供自身の眞の目標になつてないことを物語るものである。本年(三六年)も進学者はわずか二名、そして子供たちの将来は、多くの母親が夢みる会社員にはなお遠いのである。(第廿六表)

5 住民の要求

疾病へのたたかいは、もう一つの大事業である。「部落」と病気の問題は貧しさの特徴としてしばし述べられている。 $\frac{1}{3}$ の対象者が家族の中に病気になりやすいものがいると答え、国民健康保険は助かるが、まだまだ負担が重いともらし、病気になつてもなるべく医者にかかる傾向も強い。部落の特質であるトラコーマは激減してはいるが、保健衛生医療に関する関心はやはり低く、このために失う必要のない幼い子の命を失うというようなケースがいく最近でも起つている。保健所の巡回診療の車は年一、三回やつて来はするが、受診者は全く少ない(約四分の一)、

第二十五表 上の学校はどこまでやらせたいか。

	N	%
中学校	45	48.3
高等学校	35	37.8
大学	13	14.0
計	93	100.0

第二十六表 本年3月中学卒業生の行先

男		女	
高校	1	高校	1
県立職業訓練所	3	織物工場	10
鉄工所(京都・名古屋)	3	(名古屋・山科 岐阜・京都)	
新日本電気(水口)	1	靴店(大阪)	1
椅子製造見習(京都)	1		
肉販売店員(米原)	1		

第二十七表 いつも病気の場合、できるだけ早く医者に診てもらうようにしていますか。それとも余程のことではないかぎり、医者に診てもらわないようにしていますか。

	N	%
早く医者に①なるべくからないで②無回答	88 65 8	54.7 40.4 4.9
計	161	100.0

第二十八表 [口の場合] 病気になっても医者にかかるのは、どうしてですか。(MA, 回答者数65)

	N	%
費用がかかるから	30	46.1
暇がないから	0	0
遠くて不便だから	3	4.6
壳藤で何とか過せる	28	43.1
その他	7	10.7
計	68	104.5

第二十九表 昨年、保健所の巡回診療の車がきましたか。

	N	%
きたない	79	49.1
こなない	11	6.8
わからなない	71	44.1
計	161	100.0

全体の約半数がその存在すら知らない状態である(第廿九表)。
 その他、隔日に開かれる村唯一の小さな浴場は、毎度、村中の殆んど全人口が集中して(第卅表)混雑をきわめ、限られた経費、燃料、湯量の不足から不潔をまぬがれない。全く荒れるにまかせた公民館、その門の中に文字通り小さな子供を軟禁する季節託児所、社会的施設・設備は全く不充分である。道も悪く、また先に述べたように水の便なら非常に悪い。

こうした豊田を人々はどううけとつてゐるかは興味ある問題である。われわれから考えると、「部落」に住む人々は、生活にみじめな差別されている「部落」をすべて、一般の社会に出て住みたいと願つてゐるだろうと考

えがちであるが、いろいろの調査で、決してそうではないことが明かにされている（部落問題研究所編、講座部落Ⅲ「部落の現状」二三八頁）。われわれの調査でも、ここに住みたいか変りたいかを質問してみたのであるが、「変りたい」とするのは一割を

第三十表 村の風呂がある時には毎度入りに行きますか。

	N	%
毎度いいくく位い答	134	83.4
大体1回位	14	8.6
週月2回位	5	3.1
利用無しな回答	0	0
	7	4.3
	1	0.6
計	161	100.0

第三十一表 この村で生れたか。

	A	B	C	D	計	%
はい①	13	20	43	31	107	66.5
いいえ②	9	14	19	12	54	33.5
計	22	34	62	43	161	100.0

第三十二表 [(イ)の場合] 生れてからずっとこの村に住んでいたか。

	A	B	C	D	計	%
ずっと住んでいた	7	17	31	23	78	72.8
他所に住んだことがある	6	3	12	8	29	27.2
計	13	20	43	31	107	100.0

第三十三表 ここにずっと住みたいですか。それとも何処かほかの処に変りたいですか

	A	B	C	D	計	%
住みたい	15	13	21	30	79	49.1
此処に住むしか仕方ない	6	18	31	9	64	39.7
何とかして変りたい	1	3	10	4	18	11.2
計	22	34	62	43	161	100.0

わずかにこえる程度にすぎない。事実、対象者である主婦の大半は、この村で生れ、成長し、嫁ぎ、子を育て、そして年老いて行くのである。親しい間では食物の貸借、幼児の世話を頼めるし、とにかくやつていけるという集団の中の気安さが支配している。こういう故郷についての考え方には、青年会の人々や中学生など若い世代においても同様の傾向がみられるのである。

しかし、打開、改良への意欲、要求への目覚めが、この地域の同和モデル地区指定と連関して、地域リーダーの指導を中心として現われてきている。「隣保館、児童公園を」という上からつくりだされた事業計画が、果して住民の眞の要求か、人々は何を求めているかを知ることがわれわれの最大の課題であった。これは望ましい一連の施設・設備を絵もいれて連記されている特別なリストを提示し、対象者に二つを選ばせたうえ、その順位を求めるによつて行われた。第卅四表はその結果を示すものであるが、どのような操作を加えても「水道」が圧倒的に他を引きはなして第一位、「隣保館」、「児童公園」が二位を争い、少しおくれて第四位「浴場」以下が続くのがよみとれる。児童公園、保育所の要求を家族形態と関連させてみると、Bグループと、

第三十四表 要望する施設・設備

要望施設	全			A		B		C		D	
	① 1位の 度	② 2位の 度	(①+②) の 数	①×2 の 数	①×1 の 数	①	②	③	④	⑤	⑥
水 道	75	28	103	178	9	21	11	20	17	118	35
隣 保 館	22	21	43	65	2	6	8	10	4	4	8
児 童 公 園	17	30	47	64	4	4	8	12	5	9	14
浴 場	16	22	38	54	3	0	3	6	0	5	5
保 育 所	14	12	26	40	3	0	3	6	6	5	11
診 療 所	8	33	41	49	0	7	7	7	1	7	8
道・下水	8	13	21	29	1	3	4	5	1	3	4

そしてわざかであるが、Aグループにおいて「児童公園」が二位にあがることがみられ、「保育所」についてはC・Dグループが第四位浴場をかなり開いて第五位であるのに対し、Aグループでは「浴場」と同等、Bグループでは「浴場」をかなり抜いて第四位に上っているのが注目される。しかし、両親とも働くものが多いから、保育所への要求は幼児をもつ母親のあいだでもっとも高いものと想像されていたのでありて、むしろまだ意外の結果であった。われわれからみれば明かに「保育に欠ける」子が、母親やその他の成人たちからみれば「保育に欠ける」とは全然意識されないところに、育児および保育所をめぐる最大の問題があるようである。

しかし、とにかくこの豊田において、要求への目覚めと改善向上への意欲が次第にあらわれてきているのである。これは地域住民それ自体の組織的行動にあらわされることになるし、以上の問題は、すべて行政との重大なかかわり合いの中とりあげられなければならないであろう。この地域組織及び行政の問題は、続く二章において、それぞれ住谷、小倉両氏によつて詳述されることになろう。

(井垣章二)

三 「部落」における住民組織と差別問題

1 問題の所在点

ここに住民組織と差別問題をとりあげるのは部落問題研究に欠くべからざる前提条件と課題として両者とも重要な意味をもつからである。今回の「豊田部落」の調査についても住民組織の全面的な好意ある協力が調査を可

能にし、成果をえさせたといえよう。部落研究は、調査を前提としており、その調査を可能ならしめる条件として、いかなる住民組織が形成されており、いかなる活動を行つてゐるかが問題となろう。部落内住民組織は、都市部落、農村部落をとわず、その目的、形態、機能、性格は異なつてゐるとしても、大なり小なり形成されいる。例えば、青年会、婦人会、子供会、部落解放に関する諸組織など、生活、文化、娯楽などを目的とした機能的な小集団組織や、住民相互の連絡調整を図る基礎的な隣保組織など、各部落の歴史性、社会性を内在させた組織が存在している。調査目的の設定は、これら住民組織の性格、内容をいちじるしく反映するといつて過言でない。また、同時に部落内の住民組織自体の調査研究も部落問題の主要な研究課題といえる。すなわち、同じ農村部落、都市部落といつても、各部落の歴史的、社会的相違が現実の部落の様相を異にしており、住民組織の発生、内容、性格にいちじるしく反映、関係している。したがつて、住民組織の存在は、調査を有効ならしめる前提条件のみならず、部落の歴史性、社会性を究明しうる手がかりとなるものであり、部落内の人間関係、就業構造、風俗、習慣、しきたりなど社会学的な解説を可能ならしめると同時に、本研究の目的である「部落における福祉」の問題とも主要な関係をもつものである。

現在、社会福祉は上から与えられるものではなく、住民の側から社会的要求として表明され、明確な、具体的な生活に直結する問題として地方自治体、政府の施策と結合して実現されうる問題となつてゐる。社会福祉はたんに抽象的な理念ではなく、もつとも具体的な、日常生活上の諸問題のなかに存在する切実な要求として考えられるであろう。地域社会における個々的な要求を結集することによつて、個人的 requirement は社会的 requirement に組織され、社会力を發揮し、地方自治体、政府の施策に反映されるのである。福祉的 requirement は、組織的媒介によつて実現が可

能になるといえよう。この社会福祉目的の現実化と実現化の過程における手段的媒介物として住民組織の形成と、その役割のもつ意味は非常に重要なつてきている。

差別問題は部落問題と同意語に解されるほど深刻で根深い社会問題といえるであろう。無差別平等を基本原理とした民主社会にあつて、部落出身者であるために就職、結婚をはじめ、日常生活上の諸問題に差別が起りうることは、部落にたいする歴史的、社会的偏見が、意識的無意識的にいかに根強いものかを意味している。差別するもの、差別されるものの間の問題が、いかに悲喜劇的で前近代的なものであろうとも、差別の事実が存在するかぎり、断えず繰返し現実的課題として、偏見の克服のために取組まれなければならないであろう。差別問題は、顕在化した事実となつたとき、社会問題としての威力を発揮しているが、さらに問題なのは潜在的な差別意識である。社会のがくれたる不可測的な潜在意識として部落にたいする偏見が存在することが、差別問題を誘発し、突発的に思わざるところで基本的人権を侵害し、被害を与えていた。社会問題化した差別事件に正しい理解と解決が与えられず、あらたな誤解と偏見を生むとき、顕在化した差別事件は、さらに大きな波紋を描きながら、部落にたいする偏見をより一層広く潜在化させるのである。この社会的な潜在的偏見は、部落における青少年の心に大きな不安と恐怖を与えて、被差別意識を助長し、人生にたいする暗い影をなげて、希望や勇気を挫折させている。明治維新以来、部落問題が社会問題として喧伝され、水平社をはじめ、部落解放運動の長い歴史の流れが始まり、さらに、戦後は同和教育の必要が叫ばれ、教育体制のなかに、部落問題が同和教育問題としてもちこまれ、教育の機会均等と義務教育の徹底、才能の開発と情操教育が行われる過程において身分差別の問題が公然と取り上げられるようになつていている。しかしながら、差別意識を温存させる社会構造と、封建的な身分制度

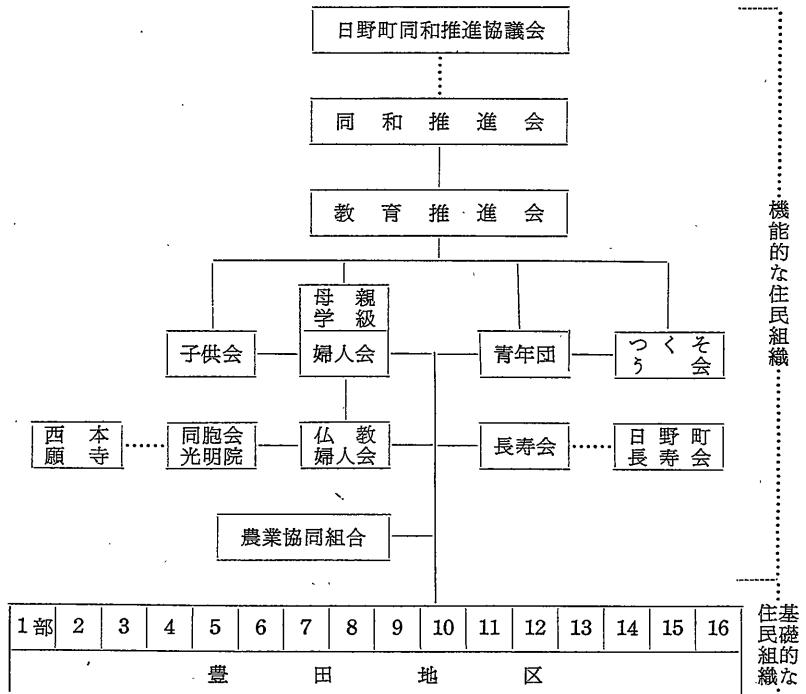
の遺産ともいいうべき非合理的な身分意識を内在させている精神構造は、客観的、一般的な社会環境となつて、依然として改革されぬまま部落の周辺を二重、三重に取巻いているといえるであろう。したがつて、差別問題は顕在化して、その解決を迫られるとしても、何時しか非合理的な社会精神構造のなかに解消し、ふたたび未解決な見えざる偏見として温存され、悪循環に終始しているといえよう。この悪循環を切斷し、差別を本質的に解決するためには、差別の発生機構である社会的精神的構造の改革を部落の内外にわたつておし進めることが必要である。この改革は、わが国の後進性の変革を意味するものであり、社会の底辺部の停滞を近代化することになるであろう。わが国の伝統的な精神が、部落問題について断えず後進性に回帰し、古い意識を覚醒させ、いわゆる通念化した差別意識を心理的なデュフェンスメカニズム(防禦機構)として前面におしだしてくるかぎり、現象的な差別問題は容易に解決しうるものとはいえないであろう。差別問題は差別する側とされる側の両面に問題があり、同時にその発生機構は両面にまたがりつつ、共通した一本の根につながつていいといえよう。差別するものは反面において差別される被害者意識をもち、差別されるものは反面において差別する加害者意識をもちうるものである。差別と被差別はまさに同次元の問題として把握されうる心理的、主体的な問題であるが、さらに、その差別意識を発生し、温存育成する客観的な社会精神構造そのものも究明され、変革されなければならぬであろう。

2 「豊田地区」における住民組織

住民組織が、その地域の福祉にいかに重要な役割をはたしうるかが、今回の調査で非常に明確に指摘しうる。

豊田部落は、丘陵地帯に展開しており、中央部は盆地で、北方は平野が開け、東と南と西が丘陵部となつて、

第一表 豊田地区住民組織图表



その小高い丘陵一帯に人家が建てられてゐる。この地理的条件にそつて隣保関係も区分けされている。自治的な行政的区分けとしての地域組織を「基礎的な住民組織」と規定し、任意的な婦人会、青年団、子供会などを「機能的な住民組織」とみて、当地区的住民組織の調査結果を論述することにする。

(A) 基礎的な住民組織

全住民は、地理的条件にしたがつて地域別に組織されている。いわゆる隣り組といふ近隣組織ができるおり、一部から十六部まで細分化されている。一部から四部までが「下の庄」、五・六部が「川向う」、七部から十部が「向う山」、十一部が「稻荷

山」、十一部が「的場または角力場」、十四部が「西山」、十五・十六部が「後山」とよばれている。各部の区分は地域的であるが、戦後、部落人口の増大にしたがつて部を増加させており、各部の世帯数、人員数は一定でなく、戸数の密集度も異なつていて、盆地から丘陵地帯にかけて密集の度合も濃くなつていて、これは新しい世帯が自然と山の上に追いあげられ、限られた敷地に住居を構えるをえないため、自然と密集度が増したものである。

この部組織は全住民が自動的に編入されるもので、村の行政区画となりており、各部より話し合いで部長が選出され、町よりの伝達事項を各戸に連絡し、全村的な行事にあたつていて、選挙、衛生掃除、巡回診療の通告、村の祭祀など全村的に取組まねばならぬ行事は、この部組織を通じて伝達されるわけで、部相互間の連絡も密であり、相互扶助的機能をはたしている。とくに近隣関係の親密さは親族的雰囲気をもつておらず、「垣のない生活」といわれるほど隣りづき合いは深いものがある。相互の生活は開放的で、台所の米の貸し借りまで自由に行われており、「困るのはお互いさま」という助け合いの気持が強い。したがつて、「何處の誰が何をしているか」「経済状態はどうなつていてるか」など相互に熟知しており、家族ぐるみの交際が村全般に浸透している。この相互扶助の精神は、わが国の農村特有の性格であるが、とくに、差別されてきた「農村部落」においては閉鎖的の社会内部の人間関係は逆に開放的であり、表裏のない、開け放しな、見透しのきくものとなつていて、収入がなくとも、お互に融通し合つて生きていいく強靭さと、楽天的な明るさがみられ、貧しくとも生活がしやすい住心地のよさが満ちている。したがつて、郷土意識が強く、都会にでも故郷を忘れず、失業したり失敗したりすれば、あたたび貧しい故郷ではあるが帰郷するという心のより処となつていて、帰郷したものは、村の一員として世帯

をかまえて、村から出稼ぎにて行く。対外的な防衛意識が強い反面、対内的に寛容であり、抱擁力が強く作用している。この外部にたいする態度と内部にたいする態度の両極的な二重の性格こそ、歴史的に閉鎖された部落民の生活防衛機制として自然に形成された特長的な性格とみるとことができよう。

また、家族ぐるみ交際の親しさは、部落内婚姻関係が圧倒的多数を占めることにも起因している。部落外との通婚は例外的で、現在まで一件のみである。したがつて、姻戚、親族関係は全村にわたつて網の目のように拡がつてゐる。叔父叔母、従兄弟関係が非常に多く、会合に出席する人達も多く血縁関係につながれている。部落における結婚問題は、若い男女にとつて見えざる枠がはめられている状況であり、選択の自由に制限がかせられている。この枠組みは部落の被差別による社会の壁であり、その壁の打破が戦前、戦後を通じて部落民の未だに解決されざる悩みを物語つてゐる。婦人会、青年団に結集する若い人達の主要な問題は、結婚と就職問題に集中するといえよう。出稼ぎに行く若者達は、出稼ぎ場所で部落出身者同志で配偶者をみつけ「好き寄り」と称せられる同棲生活を開始することによつて結婚生活に入つてゐる。部落の人達の結婚はほとんどの「好き寄り」の型をとつてゐるといわれてゐる。親の同意は既成事実の後からえられるものであり、部落内結婚の場合は、家を新婚夫婦にゆずり、親は新しい家に入るという型がとられてゐる。親が若い夫婦に家を引き渡す慣習は、この部落の特長といえるであろう。部落内血縁関係の系譜を作成することは、この部落の人間関係の解明に重要な資料となるのであるが、祖父母の代までの戸籍はあるがそれ以前は不明ということであつた。

村長は、この各部の互選によつて選出されており、日野町、他村との接渉にあたり、村の行政的役割をはたしている。いわゆる村の長老が選出されている。

(B) 機能的な住民組織

ある一定の目的をもつて組織される部落内住民組織は、表(1)にみられるごとく各集団を形成している。戦前から結成されている組織は、「農業協同組合」「長寿会」「仏教婦人会」「同胞会」「青年団」であり、「つくそう会」「婦人会」「子供会」「教育推進会」「同和推進会」は戦後の活動のなかで形成されたものである。小地域にそれぞれ目的をもつた多くの組織ができるのは、当部落の整備された建設的な側面を物語つている。

これらの組織は、戦後の自主的な社会活動のなかで成長してきたものであり、この形成過程を概観してみると下記のごとき沿革である。昭和二十一年に「青年団」が民主化運動の推進力となり、「子供会」を育成し、学習会、お話会、幻灯会を開き、二十二年には他村に先がけて、青少年の補導と健全な娯楽、地区内の改善事業に自主的に取り組みはじめており、教育制度をつくり、後にP・T・A補導委員制度にまで発展させている。二十三年には、衛生施設、街灯改善、浴場の修理など地区の人々の自主的な活動が活潑化しており、社会教育施設として、「青年団」が奉仕して青年会館の改修工事を行つて「公民館」を発足させている。この「公民館」は、その後も、この地区的文化活動、民主化運動の拠点となつていて。二十四年には、小学校井関教諭が「公民館」に常住し「子供会」の指導にあたり、さらに、その後任に、大塚教諭が常住して、児童の学習指導、生活指導、幻灯会、お話会を継続しており、二十八年には、この地区的文化活動の指導者であった柳水誠一氏が中学教員となり、さらに、地区出身の織田進氏が小学校に赴任され、小・中学校の連絡が密接となるとともに、生活指導、長欠児対策が活潑となり、住民の教育にたいする考え方も一層熱心に「婦人会」を通じて組織的に取り組まれるようになつた。二十七年には、「教育推進委員会」がつくれられ、長久、不就学対策、青少年の不良化防止、子供会の

育成が自主的に解決できるような指導面が強化され、社会教育活動が盛んになつてゐる。二十八年には、地区祭祀の娛樂行事を健全化するため「たるみこし」を作り、子供の日には「花まつり行事」を行い、すぐれた「子供会」の表彰制度をもうけ、二十九年には、「地蔵盆」に白象をつくつて、他地区にはみられない男女共催の祭を開いてゐる。青年団内部にも、この頃から「部落問題」に積極的に取り組む傾向がみられ、機関紙「北里」を行してゐる。部落の歴史についても、しばしば研修会がもたれて、三十一年には演劇活動によつて部落問題の啓蒙理解を進めようと「青年団」の有志により「縁談」を上演しており、さらに、三十二年には「新しい道」、三十一年には、「川向う」という演劇を行い、全国青年文化祭に上演し、N・H・Kにより全国に撮影放送されるにいたつてゐる。三十四年以降も部落問題・差別問題を各組織を通じて取り組み、同年八月には日野町同和教育推進協議会が町議会の承認をえて発足してゐる。「母親学級」も「婦人会」の自主的な運営でもたれ、教育、育児、家庭の合理化、ベースコントロールの指導、就職、結婚などの多方面にわたつて懇談会がもたれてゐる。とくに教育については学童をもつ母親は熱意を示し、「母親学級」に期待をもつて、出席率もよい。

以上のように、各組織は、戦後の部落内活動の活潑化を示す道標となつてゐるが、次ぎに各組織を個別的に検討してみよう。

(1) 婦人会

婦人会は部落婦人活動の中心的役割をはたしてゐるが、この部落の男性は朝早くから、夜遅くまで出稼ぎに出かけているので、昼間はほとんど男性の姿はみかけず、したがつて、部落の文化活動は主に婦人の活動といつてよい。婦人会員は、調査対象一六一名中、九十三名が参加しており、部落婦人の三分の一近くが加入している

第二表 婦人会に入っていますか。

	A	B	C	D	計	%
入っている ① いなない ② (内仏教婦人会)	17 5	26 8	39 20 (6) 3	11 29 (7) 3	93 62 (13) 6	57.8 38.5 (10.6) 3.7
無回答						
計	22	34	62	43	161	100.0

第三表 〔①の場合〕婦人会の集りには出席されることがありますか。

	A	B	C	D	計	%
よく出席する ときどき 出席しない	3 10 4	12 13 2	16 20 2	3 5 3	34 48 11	36.6 51.6 11.8
計	17	27	38	11	93	100.0

といえる。とくに、中年層の婦人が多く、小・中学の母親が主要メンバーとなり、指導的役割をはたしている。当部落は前述の如く、児童の教育問題を中心に行なわれて、文化活動が展開しているため、学齢期の子供をもつ母親の活動がいきおい主流をしめるようになつてゐる。「明日の豊田を明るくするため」というのが念願となり、次代を背負う児童の将来に希望と期待をかけてゐる。しかし、部落の貧しさは、いきおい児童の手助けを必要とするため、農繁期における不就学、長欠、学業不振が目立つて現われる。勉学を奨励する母親の気持は、貧しさのための児童労働の必要から無惨に裏切られる結果を招いてゐるといえよう。したがつて、高校への入学率もきわめて低い。この地区から毎年平均一、二名の限られた、比較的恵まれた家庭の児童が入学しているにすぎない。

婦人会への出席率は、表③にみられるように「と

きどき」という人たちが全体の約半数をしめている。三分の一以上の人たちは「よく出席」しているが、B・Cグループの中年層の人が大半をしめている。「出席しない」と答えた人たちは、全体の一割強であるが、中学生以下の子供をもたない主婦、幼児をもつた主婦という義務教育期間の子供をもたず、学校教育に直接関係しない主婦たちに多い。これは、「子供の教育は学校まかせ」という一般的傾向を示すものといえるが、学齢期以前の家庭教育の重要性が認識され、幼児期のしつけが人間の性格形成のうえに、いかに重要な意味をもつかが自覚されることが必要な段階にきているといえよう。「よく出席する」と答えた主婦たちは、出席理由をつきのようにいつていて、「役員にされたから」六、「いいことを習うため」五、「知識を広めたい」三、「生活に役立つ」三、「講習会、講演会のため」一、「楽しみ」一、「子供についての話があるから」一、「組頭をしてくる」一、「世間がわかる」一、「知的興味」一、「交際」一、「話し合い」一、「村の発展のため」一、「いい話が聞ける」一という順位である。「出席しない」と答えていたる人たちは、「幼児がいるため」三、「店が忙しい」一、「耳が悪い」一、「若い人とうまくいかない」一、「会費だけ払つている」一という育児、身体的理由、家事多忙、価値観の相違などを理由にあげているが、これは「婦人会」に加入していない人たちと同じ理由ということができるであろう。

「婦人会」の運営と内容については、表②に現われているように、現状で満足している人たちは約半数に達しているが、「変えるのがよい」という積極的、建設的な意見をもつてている人たちが四分の一以上ある。すなわち「もうと活躍したらよい」一、「もうと話し合ひの機会を多くする」一、「金員が入会するようになしたい」一、「金員が出席するようになる」一、その他「月一度の研究会を開くこと」「村の様子について学習会をもつうこと」

第四表 婦人会のやり方は今ままでよいと思いますか。何か変えたらよいと思うことがありますか。

	A	B	C	D	計	%
今ままでよい	5	10	18	7	40	44.9
変えるのがよい	4	10	10	1	25	28.1
わからぬい	7	5	9	3	24	27.0
計	16	25	37	11	89	100.0

第五表 婦入学級の集りに出席したことがありますか。

	A	B	C	D	計	%
あ な る い	7	23	32	7	69	42.9
	15	11	30	36	92	57.1
計	22	34	62	43	161	100.0

「グループ活動をすること」「会の回数をあやすこと」「講習会、婦入学級を活潑にすること」「みんなが協力すること」「会で決定したことは実行すること」「会の質的向上を図ること」「もういろいろなことを学びたい」「今まではまどろっこしい」等々、鋭い批判や希望がつぎつぎ出されている。

「婦入学級」については、表の通り、対象一六一名中、半数近い人たちが出席している。そして「とてもためになつた」という人たちは三十一名、「まためになつた」という人少々、不満をもつ人たちが三十五名、「あまりためにならなかつた」と否定的な気持ちの人たちが三名もある。しかし、「婦入学級」も開かれる内容によって、各人の受け取り方は変化しており、出席率も一定でない。次回に開かれる学級に出席したいという人は、表の示すように、かつて出席したことのある人たちを上まわっている。この地区は近隣関係が密接なため、誰が、どのような事情で出

第六表 つぎに開かれる婦人学級には出席しますか。

	A	B	C	D	計	%
行くつもりい	8	22	36	8	74	45.9
行かなない	3	1	7	13	24	14.9
わからない	11	11	19	22	63	39.2
計	22	34	62	43	161	100.0

席出来ないかといふことが、地域リーダーの耳にすぐ入つてくる。したがつて、各人の不平、不満、誤解など、会の運営に支障をきたす問題は、すぐに話し合いにもち込まれる傾向がある。それだけに、心理的な結束力、協調性に富んでいるが、反面、リーダーの会員にたいする掌握力、指導性も強化されている。個人の意見や利害得失より、全体的な意向、全村的な利害が優先する傾向が、圧倒的に強いが、各人も、その傾向を当然のこととして受けとつてている。村の協力体制が整備される一方、個人がその体制のなかに埋没しているようである。会員は、組織にたいして恭順であり、和気藹々の雰囲気に富み、相互に寛容であるが、リーダーの意見が一方的に受け入れられ、それに同調していく傾向が強い。

(2) 子供会

「子供会」は、戦後、「村ぐるみ」で活潑な活動を行つてゐる。調査団が計画したりクリエーションにおいても、公民館からあふれるほど児童が集つてくる。「子供会」は幼児から、小・中学生にいたるまで全地域的に組織されており、各部制に班組織になり、中学生がリーダーとなつてゐる。週二回の勉強会やリクリエーションを計画実施しており、地元の小学校の織田進教諭・中学校の柳水誠一教諭が顧問格で指導にあたつてゐる。「子供会」の編成は、小学校一、二、三年の低学年、四、五、六年の高学年、中学校一、二、三年生という三グループに分

第七表 子供会のやり方は今までよいと思いますか。もっとこうしたらよいと思うことがありますか。

	A	B	C	D	計	%
今までよい	2	16	23	4	45	27.9
こうしたらしい	2	7	6		15	9.3
わからぬ	18	11	33	39	101	62.8
計	22	34	62	43	161	100.0

けられ、グループ別の学習会がもたれている。高校進学生が少いため、中学生は卒業後の進路についての話し合いが、この学習会を通じて相互に活潑に行われて、織田・柳木両先生が相談役になつていて。教師にたいする信頼は厚く、先生の意見は重い比重をもつていて。指導にあたる二人の先生は、部落のなかで生活をともにしている関係上、児童の家庭状況から能力、性格、特技にいたるまで家庭的、全人的な理解が深く、問題行動をおこす児童についても、その原因の洞察ができる。また、差別問題についても、中学生は「何故差別が起るのか」と真剣に論じ合つていて。部落の主婦たちも、「子供会」にたいする期待は大きく、表辯にみられるように現状をそのまま認めている人たちと、明確な意見はもたないが、関心は大きく、内容の充実を希望する人たちが多い。希望意見は、「補習授業をする」「もと回数をふやす」「遊び場を設定する」「言葉づかいや勉強をよくする」「勉強の指導をもつとする」「夜の勉強会をもうとする」「場所を夜でも行けるところにする」「日曜学校を設けてほしい」など、子供たちが勉強に「子供会」を通して熱心になることを望む意見が多い。また、「親がもつと熱心になる」「子供の意見を聞きたい」「婦人会と子供会の共同の学習がしたい」という親の反省と学習を望む意見もみられる。現在、部落の小学生は二五三名、中学生一一一名であるが、三十五年度の日野西中学校

で調査した「生徒の実態調査」をみると「十日以上欠席した者」十五名中十二名が豊田であり、「集金未納者」六名中五名、「言動が粗暴と認められる者」十名中八名、「問題のある者」二十一名中十五名という多数が豊田の児童としてあげられている。学業成績も中以下の者が多く、他地区に較べて学業、操行ともに低位におかれるといえよう。「子供会」活動が全地域的に展開される反面、児童一人一人の全人的な向上が強く望まれるのであるが、家庭、地域における学習条件は、からうじて「子供会」が支えているといつて過言でない。密集した狭い家屋に、ミカシ箱の勉強机や、食台兼用の机に向う児童が多く、学校から帰宅しても父は出稼ぎでおらず、母は「しぶり」に時間をとられて、子供は放任状態となり、好きな野球、相撲に時間を忘れて一日を過している。学業成績が悪いため、高校進学は望んでいない者が多い。進学より、職業指導所に入り、技術を身につけたい希望者が増加している。就職は縁故より、学校推薦による集団就職組が増え、從来みられた就職後の差別問題も、学校推薦制度によつてほとんどなくなつたといわれている。「子供会」のはたす役割は幼児から就職進路決定まで多方面にわたり、部落の将来の明暗を物語つてゐるといえよう。

(3) 「青年団」

「青年団」は北比都佐青年団豊田支部として組織され、前述したとおり、戦後の文化活動の推進力となつていった。現在、会員は男女合せて十五名ほどの小集団であるが、活動は、例年の祭前の道路や境内の清掃、神輿巡行の警護、盆踊り前の堤防草刈り、運動会、敬老会の世話、衛生掃除と薬剤撒布、区内新聞の発行、教育映画の上映、隨時の寄り合いなど多彩である。戦前は、義務教育終了と同時に男子は「青年団」へ、女子は「処女会」へ自動的に加入されていたが、戦後は任意加入となり、男女とも同じ「青年団」に参加している。団の財政はほと

などを区費に依存し、支部長は年度初めに予算案を区長に提示し、毎年認可される額は、要求額の十分の一程度であるという。団費を月額一人三十円徴集し、これは北北都佐青年団に納入され、支部費は僅かしかない。現在、団の組織上の悩みは、財政難と同時に、圧倒的に多い未加入の青年たちを、どうして団に引き入れるかという」とである。団に加入しない青年たちは、日々労働過重で疲れており、帰宅後、「青年団」へ顔を出してやろうといふ気が起らないといわれている。事実、現団員は、経済的・時間的に余裕のある人たちが多いようで、とくに、女子の団員は、その傾向が強いようである。団員たちは、中学卒業後、入団しており、十七・八歳から二十歳までの団員であり、職業は、男子においては「日がせぎ」といわれる土方仕事が圧倒的であり、仕事も、お互いが連絡しあつて、つぎつぎ新しい職場を紹介しているため、仕事にあぶれるという心配はない。女子の職業は、男子の土方に対応するものとして織工である。彼女たちの就職先は主に、名古屋、岐阜方面の中小織物工場である。最近は近郊にできた電機メーカーに勤務する者もでき、また洋裁学院へ通つて花嫁修業中の人も二、三人あつた。団の話し合いは、主として職業、結婚問題であり、部落外との通婚は非常に困難であることを男女ともに認めている。「交際はするが、恋愛、結婚にまで発展することがない」という。ここにおいても「差別問題」が強く浮彫りがあるのであるが、少數の指導的な団員以外、「部落解放」という思想的な立場から部落問題を自覚していない。戦後の団の先輩たちは、「団は部落問題の勉強と解放への運動をしなければならない」という目標をたてていたが、指導層の推移により、この目標に強弱が現われており、さらに、青年層の団にたいする態度、考え方も変化してきている。しかし、今年度、区長に申請した予算書のなかには、「同和研修会」五名派遣、「部落問題全国大会」五名派遣、「部落問題県大会」六名派遣という費用が織込まれ、解放を獲得しようとする

第八表 同和推進会というものを知っていますか。

	A	B	C	D	計	%
知っている 知らない	14 8	22 12	30 32	8 35	74 87	45.9 54.1
計	22	34	62	43	161	100.0

意欲がうかがえる。日常活動では、就職対策、他の団体との集会、交流、学習会など地区の行事と併行して行つており、団の主体性を守つている現状である。

(4) 「同和推進会」

この会は、三十四年に「婦人会」「青年団」「つくそう会」の有志が集まり、豊田地区の生活の向上と「子供会」の育成、さらに家庭教育、社会教育を推進させる目的で結成された「教育推進会」が日野町と協力し、町の「同和推進協議会」の下部組織として、豊田地区に新しく設置されたもので、この会の存在を知る人は半数に満たない。表(八)が示す通り、「知らない」と答えた人が五四・一%ある。しかし、この会ができるて大変よかつたと思う人たちも多く、その活動をいぎのように期待している。

「村の向上に役立つ」「子供がよくなつた」「集会の内容がよくなつた」「差別問題について話すようになつた」「差別を超えるようになつた」「種々の会の促進や諸施設に見透しがもてる」「酒を飲む人が少くなつた」「言葉、風習の矯正に役立つている」「皆が考え方になつた」「無関心から関心をもつようになつた」「先きが明るくなつたように思う」「住みやすくなつた」「部落の解放になる」「青少年の補導、教育に役立つていて」「将来に明るい見透しを感じている。しかし、この会の目的についての各人の考え方は種々雑多であり、これは、また「推進会」自体の性格、役割も明確でないことに起因しているのであろう。「同和推進会」

はどういう役目をするのですか」という間にたゞして「村をよくする」十七、「解放」六、「子供の教育」六、「平等の問題」四、「子供の面倒を見る」一、「話し合いをし、実践する」一、「部落の行事にたいして計画を作つてはいる」一、「不幸な家庭をよくする」一、「遊園地をつくる」一、「講習会の主催」一、「勤労意欲の向上」一、「次代を担う子供たちの指導」一、「就職運動」一、「子供会を主催」一、「はつきりしない」四という答えが出されている。この会の実際的な活動は、この答えにみられる通り、町組織と提携しつつ、地区全般の文化的、経済的向上を意図しており、会独自の明確な活動方針はみられない。しかし、当地区がモデル地区の指定をうけられたことは、この推進会の諸般の活動によるといわれている。地区の有力者が、この会に結集し、他地区より一步先んじてモデル地区の指定を受け、部落の福祉をおし進めようという意欲がこの会から感じられる。地区全域の理解と支持があるとは思えないが、当地区がモデル地区となり、住民の希望する諸施設が実現されれば、この会の力は大きく躍進することであろう。

(5) その他の地区組織

この地区には「農業協同組合」と西本願寺につながる「同胞会」「佛教婦人会」老人会である「長寿会」「つくそう会」などがある。農協は、全地区にわたつて兼農、専農家を加入させてはいる。「長寿会」は地区の老人約六十名が参加し、日野町の「長寿会」と体して、毎月一回のリクリエーションを行つてはいる。「同胞会」「佛教婦人会」は地元の光明院に組織されているが、現在は「婦人会」に吸収され、その会の実質的活動は行つていな

(6) 地域リーダーについて

「豊田」の住民組織について、さらに、つけ加えておかなければならないのは、地域リーダーの問題である。組織とリーダーシップの関係は、今更論ずるまでもなく、組織の性格、拡大、縮少に重要な役割をはたしている。民主的な組織であるか、專制的であるか、また、発展するか否かは、リーダーの独自性によつて大きな影響を与えるものである。豊田地区に前述のことき各組織が整備され、教育活動、福祉活動に关心をそそぎ、協力体制がなされたのは、地元出身の小・中学校の教師がともに居住していることも重視されるが、さらに、各組織を縦横に指導している日野町役場に勤務する地元出身のケースワーカーK氏の存在である。K氏の担当地区は、「豊田」であり、地区内の生活保護世帯をはじめ、各戸の世帯構成、就業状況、経済状態、人間関係に精通し、村の行事、風俗、習慣を身につけて、町の行政と村の要求を調整し、村内外の情報を敏感に把握し、反応を示しうる立場におかれている。村民はK氏を中心に町の動向を知り、他地区との接衝を行つてゐる。「モデル地区」指定問題も、政府補助金の使途も、K氏の情況分析が指針となつてゐる。われわれの調査は、補助金使途についての福祉ニードの分析を意味していたが、客観的な調査結果が表示するものを全面的に充足しうるかどうかは、このリーダーの意向、手腕にかかつてゐるといつても過言でない。「部落」の経済的貧困、文化的低位を前提にした補助金使途は、勿論、焼け石に水的な意味もあるが、「隣保館」「保育所」「遊園地」という公共施設の設置、また、水不足で悩む村民の生活に「水道」が敷設されれば、村の体质改善に少なからず影響を与えることは明らかである。しかし、この明らかな事実は、公共施設が欠如しているという行政の停滞と差別を同時に意味するものである。また、国民の当然うけるべき権利的 requirement の充足ともいえよう。補助金行政が、この国民的権利要求の線を逸脱して、恩恵的・慈惠的意味に歪曲される危険性は、村と行政をつなぐパイプの問題で、切実な生

生活要求の国民的権利の覚醒と主張こそ、立ち上りつつ部落を解放する第一歩であり、補助金行政の便宜的な、差別と格差を拡大する施策をつき上げる力となつて、当然の権利を歪曲する危険な、パイプを除去することも可能にならう。ここに、「豊田」の地域リーダーの主要で特殊な役割がみられる。とくに、行政機構につながり、同時に地区の要求を組織し、代表することは、一人二役的役割を演ずることになり、地区の要求を100%実現しうることに抵抗を生じてくる。例えば、要求の順位は水道四六・九、隣保館一三・七、児童公園一〇・六、浴場一〇・〇、保育所八・八、診療所および道、下水各五・〇となつてゐるが、現実の行政が水道敷設について地元負担＝受益者負担を要請するため、その負担不能額の蓄積を前提条件に考え、地元負担＝自主的熱意という論理で、切実な生活要求の水道問題を、地元の受入体制の不備と自主性の欠如にすりかえ、さらに、行政の停滞を融和する傾向がみられるのである。ここで、組織された国民的要求の権利は、自己の責任に還元され、経済的負担を増す結果を招いてゐる。教育意欲と自主性の鼓吹、組織性と恭順性は、この地区の明治・大正の頃からはじめられた「轉陸会」という「住民の福祉を増進せしむる」目的をもつた部落組織の精神的遺産ともみられるが、「解放同盟」と明確に一線を画した地域リーダーの思考と行動は、今後の住民組織の発展、推移とともに注目に値するものである。

3 差 別 問 題

部落差別は、部落の歴史とともに始まつてゐる。幕末から明治にかけて、穢多、非人の身分制度は急速に崩壊しかけ、さらに、明治四年の太政官布告は「穢多非人の称廢され候自今身分職とも平民同様たるべきこと」と示

して、庶民に姓氏を許し、士民に脱刀斬髪、土下座の廃止、職業の自由の確認、通婚の自由、太陽暦の採用、人身売壳の禁止等々、明治政府の行つた諸々の改革は、従来の社会通念を上から大きくゆきぶる近代化を歩みはじめたかにみえた。部落民は、身分制度の桎梏をとかれ、姓名を称し、職業、通婚、移転の自由を獲得して、四民平等のよろこびをえた。当時の穢多、非人身分の人口は約四〇一五〇万（全人口約三、五〇〇万）であつたといわれる。しかし、「解放令」が名目的解放に終り、一片の空虚な法令にすぎなかつたのは、明治、大正、昭和、さらに、戦後から現在にいたる部落の窮状と差別の実態をみればあきらかである。部落は、ふたたび、天皇制の最下層に再編成され、解放令は天皇への忠誠を誓う餉の役割をはたしている。そして、今日も、全国に四千部落、三百万といわれる貧困と近代化の遅れている地域がある。都市、農村、漁村をとわず、不良住宅が密集し、日雇労働、日稼ぎに追われ、不就学児童の多い地域は、政治、経済、社会の差別をうけつづけてきた人々が生活する部落とみてよい。それは、スラムではなく、日本の伝統的社會が創り出した歴史的な貧困地である。

戦前の融和事業、戦後の同和対策など、政府、地方自治体は部落対策にのみ出しているが、部落の文化的低位と経済的貧困を変革するには前途遼遠の感がある。「福祉国家」を標榜し、社会保障制度の確立を謳うわが国の政治、経済政策の施策から断えず取り残され、社会の陥没地帯となつてゐるところが「部落」といえよう、部落の実態は、まさに、「社会福祉」と「社会保障制度」の低位を意味している。住宅、疾病、就業、教育など、社会生活の基本的な保障条件が不完全である。京都市では、昭和三十五年の「住宅地区改良法」の制定により、樂只、養正、三条、崇仁の四地区を「住宅改良地区」として指定し、十年計画で不良住宅の改善に着手しあげてゐるが、京都市十九部落中の四地区では、まだまだ充分な施策とはいえない。また、部落問題は、住宅を改善し

たのみで解決するものでなく、就労、結婚にみられる数々の身分的差別や、文化的低位性からの脱却など部落の内外に潜在、頑在している経済的・社会的・心理的諸条件が根本的に変革されぬかぎり、いわゆる「部落解放」は実現しない。

差別問題は「部落解放」を阻害する経済的、社会的、心理的諸条件のなかにみられるもので、部落の困窮と文化的低位性が解消しえないかぎり、差別が存在するといつてよいであろう。差別問題についてその社会的反応は微妙であり、「寝た子を起すな」「差別はなくなつた」という現実からの遊離と忘却の彼方へ問題を回避させる傾向も強くみられる反面、「部落解放同盟」のように階級的視角から、労働運動、社会運動の一翼として、連帯意識を広め、階級闘争の戦列に参加していく強い力もみられるのである。部落の差別問題についての認識は各部落、各個人によつてさまざまであつて、差別するもの、差別されるものの間に、ともども認識の不足と、問題点の不明確さがみられる。差別事件にたいする異常なまでの憤慨と反撥と敵意と、その波紋の拡がりは、話し合い以前の感情問題を惹起して、基本的人権を侵害している。この事実は、まさに、差別するもの、されるものともに「差別」についての認識不足を物語るものではないだろうか。問題の正しい認識に欠けるかぎり、差別事件は後を断たないであろう。問題の正しい理解と解釈がないかぎり、偏見は累積し、継続される。偏見のエネルギーは、G・W・オールポートによれば、「一、ひぼう」、「回避」、「差別」、「身体的攻撃」、「絶滅」という活潑な敵対行為となつて現われ、どこかで、対象にたいする否定的態度が示される。偏見的態度や偏見的所信はこれら五点の尺度によつて非常に広範囲の諸活動のなかに具現されることを知らされる。さらに、オルポートは「偏見は根本的にはペーソナリティの一特性」であつて、「偏見が生活に根をおろしている場合、それは一つの

第九表 昔ほどではないから；ちょっとしたことでは「寝た子を起す」ことになるからそっとしておいたらよい、という人がいます。反対に、ちょっとしたことでも問題にしてどしどしいわなければならない、という人もいます。あなたはどちらに賛成しますか。

	A	B	C	D	計	%
そつとする人	7	7	10	17	41	25.5
どしどしいう人	15	27	49	19	110	68.3
わからぬい			3	7	10	6.2
計	22	34	62	42	161	100.0

総合体のようになる。偏見の個々の対象は、多かれ少かれ、非実体的なものである。そこでは全内面生活が影響を受けているし、敵意や恐怖は組織的になっている」と、その心理的メカニズムを分析している。偏見は主観的な価値を構成し、自己本位な価値判断の尺度と態度となつて、ペーソナリティの全領域に波及していく。差別事件が、当事者の感情的な反応を起し、嫌悪と憎しみ、抑圧と攻撃、回避と逃避という神経症的な異常な症状を示すのは、部落についての正しい認識がなされず、ペーソナリティの形成過程に偏見を蓄積しているからといえよう。差別問題についての正しい認識は、幼児期、少年期のしつけ、教育の過程で行われることが必要といえよう。差別について語り合うことは、差別をなくする第一歩といえる。語り合うことによつて偏見の洞察がすすみ、価値観の再編成が行われる。しかし、話し合うこと 자체を拒否すれば、差別の壁は依然として打破できないであろう。豊田地区においては、表れにみられるように、「どしどしいう人」が圧倒的に多い。差別について語り合うことは、差別の所在を明確にすることであり、誰が、どういう差別意識をもつてゐるのか、差別の実態を部落の内外にわたつて認識できる。「子供会」「青年団」との数回に及ぶ話し合のなかで、子供達や青年は、「ぼくたちは差別されている。『豊田の子』といつて変な目でみら

第十表 10年位前とくらべたら、今は差別はかなりなくなつたと思いますか。そうは思いませんか（全然同じですか）。

	A	B	C	D	計	%
全くくなつた		1	3	5	9	5.6
かなりくなつた	7	13	22	14	56	34.7
少しあましになつた	12	17	28	16	73	45.3
全く同様だいわからぬ	3	2	2	2	5	3.2
計	22	34	62	43	161	100.0

れる。学校で悪いことをするのはすべて「豊田の子」といわれる」と訴えている。小学校五・六年生から、この差別問題が意識されている。差別意識の継承を切斷するものはなにか、この疑問を前提に問題を掘り起し、繰返し討議されなければならないであろう。この討議は、部落の住民組織のなかで繰返され、実感を整理し、経済的・文化的低位におかれた社会的地位を向上させる条件をつくりださねばならない。差別問題は、個人の実感を組織し、集団討議のなかから解決の道が開かれるといえよう。表(+)は十年前と現在における差別の実感の推移を示すものであるが、「かなりなくなつた」「少しあましになつた」と答えた人が八〇%の多数となつている。この実感の前進はよろこびしいことであるが、これは、豊田の住民組織による文化活動の成果といえる。豊田という農村部落の乾燥した明るさは、戦後の民主化とともに歩んだ住民組織と、差別問題を語り合える雰囲気によるものといえよう。今後とも、この「豊田部落」に、われわれは調査を継続し、生活状況、差別意識の推移について、論究していく予定である。

(住谷 譲)

四 「部落」対策と地方行政

——融和と解放の岐点——

1 問題点の所在

私たちが、くらしの構造、そのしくみにかかわり、ネットをきりひらくために、あるいは、事態の説明のために、「基本的人権」であるとか、「生存権」であるとか、もつと包括的なコトバとして「民主化～民主主義」といった表現を導入して、論理のベースを構築しようとする。構築されてゆくモデリングはさまざまである。これは根幹となるところの筋みち、基礎の問題である。私は「部落問題」といわれる領域はこうした論理のベースがほとんど、その現実的な基底を据えることのできないような社会的実態であると考える。ネットの打開のために「基本的人権」以下のカテゴリーで押しつめていくのはいい。しかし、なにか空しく、現実が、その、カテゴリーを腐蝕させ、どうにもやりきれない実質で絡みこむ場所として「部落」が存在する。この存在は、六千部落、三〇〇万人、ほんとは一五〇万人ぐらいかというところから、日本の社会問題の比重のなかで、マイノリティではなかろうかというような視角では話にはならないのであって、日本の恥部、暗黒であり、二重構造のテーマであり、生活意識の全面になんらかの脈絡を維持しつづける厚みをもつた課題であると考える。私たちは「部落問題」を考え、その対策の所在をたどるなかで、課題のふかまりと複雑な展開にとまどうことも多かつた。小

稿は、とくに対策の局面と地方行政とのつながりを中心として把握する。資料としては「豊田における暮しと福祉報告書」—農村同和地区実態調査—滋賀県保健福祉地区組織育成委員会、滋賀県社会福祉協議会（昭和三六年九月十五日発行）の調査結果にもとづくものを主として使用した。同調査は、同志社大人文学科研究所の研究助成をうけたものであり、社会学科研究室の部落問題研究グループとして、実態調査を行つたものである。（調査の概要・結果については、第二章井垣論文を参照）

2 融和事業の型態について

「言葉の本当の意味で、部落に対して行政的措置が講ぜられていないというのは誤りである。たしかに、部落に対して、万全の行政的措置はとり行われていい。だがそれは、部落の人々の生活を高め、市民的権利を尊重する前むきの方向においてではなく、部落民を社会的に疎外し、その人間的権利を圧迫し、相対的には生活的停滞乃至は転落と拡大再生産させる後むきの方向にのみ動いてきたのが解放令以後一世紀になんなんとする、近代日本の行政の歴史の実体であつたのである。」（原田伴彦・部落問題と行政・「部落」一九六一・七月号・十一頁）この指摘は、正確に、部落への行政がとつた対策の性格をついている。この行政の実体は、「融和事業」の型態を分析することによつて、その一面を明かにできるであろう。融和事業の行政は、明治期—大正期以降、「地方改善事業」として、内務省によつて推進されてきた。「細民部落改善事業概況」によれば、因襲打破のために明治四十年に内務省は全国部落の状態を調査し、同四十四年度より年々優良部落に對して奨励金を下附し、更に大正元年には各府県当事者と同省に会同して部落改善の協議会を催し、大正九年には部落改善費四万三千円を各府県に交付した。

(日本社会事業年鑑・大正十一年版・一八一頁) 第一回内務大臣訓令(大正十二年八月二十八日・内務省訓令第二十二号) 「因襲ニ依ル差別的偏見ヲ絶チ地方改善ノ事業ニ勉メ国民相愛ノ実績ヲ挙クヘキノ件」、内務大臣水野鍊太郎によれば、「國家ノ健全ナル発達ハ國民ヲシテ各其志ヲ遂ケシメ国内諸方面ニ亘リテ相互ニ克ク協調融和ノ実ヲ挙クルニアリ」とし、明治維新と、先帝の五箇条の御誓文及び、明治四年八月の太政官布告に言及し、「一部国民ニ対スル從来ノ称呼ヲ廃シ身分職業共ニ何等差別ヲ設ケサル旨公布セラレタリ」とし、地方改善の事業の成績について言及している。その結論とするところは「各位ハ地方改善ノ基調先ツ差別的偏見ヲ絶ツニアルヲ念ヒ克ク此ノ趣旨ノ普及徹底ニ勉ムルト共ニ最モ剝切有効ナル計画ヲ立テ國民相愛ノ実績ヲ挙クルニ於テ違算ナキヲ期セラルベシ」と結んでいる。文中、「人類相愛ノ大義」「社会ノ平和幸福ノ増進」……の表現があつて、大正デモクラシイ、米騒動、労働運動の伸長、第一次世界大戦、飴と鞭の社会政策立法……との関連を予想せしめるが、「差別的偏見ヲ絶ツ」ための実質的施策はきわめて乏しいものであつた。公的救済立法の歴史的展開過程にみる、富国強兵、殖産興業の強行政策の背面に、隣保相扶、親族相救、人民の情誼の名目によつて、なんらの公的(行政的)な救助をも受けることなく、窮迫に陷入していく人民の下層社会的生存、相對的過剩人口の構成部層としての存在形態の「慘苦」と連結する課題として部落問題は実現している。さらに第二回内務大臣訓令(昭和三年四月二十九日・内務省訓令第六号)「國民融和ノ實現ニ務メ國体精華ノ發揚ヲ期スヘキ件」(内務大臣鈴木壹三郎)となり、「多年ノ因襲容易ニ除キ難ク不合理ナル差別事象今尚其ノ跡ヲ絶タザルハ洵ニ聖代ノ恨事ト謂ハザルベカラズ」と行政指導の訓令の性格が明確になり、「今ヤ昭和ノ盛世ヲ迎ヘ近ク即位ノ礼及大嘗祭ヲ行ハセラシムトス、是レ正ニ拳國一致更始一新ヲ策スベキ秋ナリ」とうけて、行政上の留意項目として、「一、建国ノ大義ヲ闡明シ一

視同仁ノ叡旨ヲ宣揚。一、國民ノ自重ヲ促シ融和觀念ノ徹底。一、融和ノ障礙タルベキ事象ハ連ニ之ヲ除去。

一、差別ノ言動ハ嚴ニ之ヲ為サシメザルヲ期スコト。一、社會生活ニ於テ機會均等ノ実ヲ挙グルコト」の五項をあげている。昭和期に入り、大陸進攻、超國家主義、天皇制、治安立法の強化—改悪の資本主義の矛盾の激化と相應するかたちとなつてゐる。あくまで、上意下達の一方交通の觀念的な訓令を、天皇の仁恤主義の唱導との関係でとらえている点が注目される。

私たちが調査した「豊田」における融和事業の型態を、これら訓令のでた時期との相関でとらえてみる。資料としては同区に保存せられていた大正三年以降の「豊田輯睦会往復文書綴」を利用した。この「文書」のつづりこみのはじまる大正三年（一九一四年）は、さきにもあげた、第一次世界大戦の勃発の翌年にあたつており、連合国の大東洋における兵站基地として、日本資本主義の高度化、重工業中心の展開への推転を劃した時期であつた。しかし、貧富の格差、とくに大正七年の米騒動を誘発した成金景氣の背面に大衆のきびしい窮迫を結果し、米価一物価の高騰は、貧しい農民、わけても部落の人々を慘苦におとしいれることになつた。大正六年七月の調査によると、当時の豊田では一四九戸のうち、賦課の県税を負担しないものが九三戸あり、資産調査の項では一五一人のうち、一反歩以下九六人、五反歩以下四〇人、一町歩以下一〇人、一町歩以上五人である。そうした、零細農夫を主として、屑物買、家内における薬加工、力役としての土方、日雇などである。《ぐらしの歪みの典型》として、農業地帯でありながら、六七戸のみが専業農家であつて、五七戸がさきにあげた雑多な職業構成をもつ専業者、さらに二六戸が兼業農家はじめ雑業をかねた人々である。現在の豊田の生活形態に接続する停滯的な構造の一端が看取せられ、この基本的な生活構造への対策の欠除と、さきの内務大臣訓令にみられる、差別を觀念、偏見の

レベルに集中した皮相なかけごとけ的行政が、融和的地方改善事業の特徴となつてゐる。豊田に保存されている文書のタイトルが、「轉睦会」としるされてゐるようだに、融和事業——行政の地域における下請——推進組織として、さまざまな融和団体が存在したが、「大字豊田轉睦会」(大正二年十一月十七日設立)の機能の考察のなかで、地域においてどのようななしくみで、融和行政がうごいていたかの一面をとらえてみたいと考える。まず規約についてみると大字豊田(第十三区)「住民ノ福祉ヲ増進セシムルヲ目的トス」を定め、部落の住民は全員加盟であり、役員として、総裁(郡長)、副総裁(有力篤志家)、顧問(警察署長、郡書記)、会長(村長)、副会長(助役)、評議員(警察官、小学校教員、村委会員、篤志家、住職)、理事長(豊田区長)、理事(会員中より声望ある者、会長委嘱、部落青年団員による分担補助)但し、役員は名誉職とし、労役に応じて幾分の手当給与などを定めている。執行の事業としては、1 風紀及び衛生、2 教育、3 土木、4 授産、5 貯金納税と定め、理事による分担の責任を規定している。年齢満一〇歳に達した男子は総集会に参列して議事に干与しうるとし、席上、秩序をみだすものは会長により退場を命ぜられるといった附加条文をみられる。執行事業として、たとえば、風紀、衛生の条項には、遵守事項として、早婚禁止(徴兵検査以後に)敬老、幼弱を撫育、慶弔を應分にすること、漫りに他人を宿泊させぬこと、裸体禁止、服装、理髪、物乞、ボロひろい、紙屑、落葉などを所有者の許可なくして持去ることの禁止、十三歳以上の者は必ず求食徒食せざること、バクチ、喧嘩口論、高声の禁止、時間励行、敬称使用、虚礼廃止、毎月一日以上徒らに休業せぬことなど十六項にわたつてゐる。さらに、住家清掃、道路、溝渠の清潔整備、洗濯物は道路を横断して乾さぬこと、戸締り、便所修理、寝具の日光乾燥、共同浴場使用、トラホーメ予防、塵埃整理をすすめ、とくに衛生委員の任命などを定め、きわめて具体的な環境改善の

方策を定めている。その外、教育の項をみると、義務教育完全履修、学齢児の奨励のための、出席奨励、不就学児の就学奨奨、貧困児の学用品給与、賞品の授与をきめている。青年、成人に対しても、講話会、学習会、裁縫教授の開催を考え、土木に関しては、部落改善のための所要道路、下水道、井戸、授産場、共同浴場の改善、起工、生産面については、農業における肥料共同購入、共同販売、農業改良、農器具の貸与、商工業についての低利資金の供給、商品需要調査、備荒儲蓄、義務貯金——これについては、毎月一人に付き金一錢以上、郵便貯金とし通帳は会長保管、払戻は理事会の決議、会長の承認が必要としている。会員への強制力は賞罰規定によるものであり、表彰をはじめ、懲罰としては、(1)説諭、(2)金一円以上三〇円以下の過怠金、(3)絶交などであつて、評議員会の決議を必要としている。注目すべき点は、法律により処罰せられたものは、即座に「絶交」処分を受けるという規定があり、絶交処分をうけたものは、門戸に「絶交」と認した赤紙をはりつけるということになつてゐる。もちろん、改悛の状の頗著なものは評議員会の決議によつて、処分の取消が考慮されている。この大正二年十一月十七日施行の規約には、一一四名の署名捺印がなされている。滋賀県下では虎姫の小部落では明治四十年に小学校奨学基金をつくり、四十四年には小桜慈惠財團（基金七百九十五円）、感化教育、風俗改善、授産、免囚保護、貯蓄奨励、貧民救済、衛生などの事業を行い、總裁には郡長、理事は村長、小学校教員及住民一名、評議員に警察署長、郡役所課長、郡視学、小学校長、住民三名が推選され、豊田轉陸会と相似た形態であった。（講座・部落）、部落の歴史（下）六〇頁参照）

「融和促進ニ闘スル施設要綱」（昭和二年六月、内務省社会局内に設置せられた社会事業調査会に対し、内務大臣よりの諮問（諮問第五号、現下の社会事情に鑑み融和促進上最も適切と認めらるる施設に關し、其の会の意見を求む）に付いて、同年

十一月十八日、調査会より答申したもの)においては、融和行政のために、中央地方に機関を特設して、その拡張、充実をはかるため、主務省に一課を設置すること、地方庁にこの事業のための社会事業主事、社会事業主事補をおくこと、主要市町村に主務職員、委員等をおくこととし、その三項に、行政上からみて、「イ、中央地方ニ於ケル融和団体相互ノ連絡提携ヲ一層緊密ナラシムルコト。ロ、主要府県ニシテ未ダ融和団体ノ設置ナキ向ニ対シ之ガ設置ヲ奨励シ其ノ実現ヲ期スルコト。ハ、既設団体ノ活動ヲ促進シ地方ノ実情ニ応ジ、一層適切ナル施設ヲ講ゼシムルコト」とし、融和観念の徹底のために、講習会、講演会、協議会、懇談会、活動写真会の開催、印刷物の配布、官公署、学校、青年訓練所、軍隊などの教育教化において、融和観念の徹底に努める。融和に関する美談、美蹟の蒐集調査、宗教団体、教化団体、戸主会、婦人会、会社、工場、においての融和観念の普及、五項目としては、「官公署、軍隊、学校、銀行、会社等ノ職員ノ採用、待遇等ニ関シ取扱ヒヲ異ニセザルノ趣旨ヲ徹底セシムルコト、祭礼、婚儀、葬礼、社交又ハ借家、借地、小作、金融団体ノ組織等ニ於テ社会生活上ノ機会均等ヲ妨グルガ如キ弊風ノ打破ニ努ムルコト」など、差別的言動の打破に言及している。各種各程度の教育の普及向上や、第七項には経済、文化の向上、整理についての発言として、イ、生業資金貸付、職業の転換、移住の奨励、共同作業場、授産場の設置、副業の奨励、産業組合、漁業組合の奨励、ロ、隣保館、集会所、図書館の設置、趣味の向上に関する施設の設置、ハ、地区的整理、住宅改良、道路改修、給水排水の設備、浴場、診療所開設の必要を指摘している。行政措置として、融和事業従事者の養成、さきに項目としてあげた諸事業への経費の支出増額をとくに別項目として要綱をむすんでいる。この要綱の条項は、すでに各地の既存の融和事業なり、融和団体が実施してきた扱いを整理、序列をつけただけで、とくに目あたらしいものはない。豊田轉睦会の規約に

みても、この点はあきらかであり、この要綱をみても気づく点は、地域の共同体的な規制に成立の根拠をおく、融和団体の育成、奨励への物的、精神的支援をとくに強調しているのであり、きわめて劣悪な行政措置の代替物として、積極的に団体を活用し、相扶的、相救的な生活基盤の利用に、事業遂行の可能性を依存せしめたのであつた。大正元年十一月七日、内務省における全国細民部落改善協議会の「官民合同」で「完全に改良して国家の為に有為の民たらしめ以て国家を富強にしたい」という試みや、大江卓、板垣退助、尾崎行雄らの名士を糾合した大正二年十月以降の帝国公道会、有馬頼寧らの同慶会など、その他各地の「一致協会」「同志会」その他、地方政府当局者との合同の改善委員会のさまざまの動きがみられた。さきの公道会の大江卓の一文に「先帝陛下の聖旨を等閑にし、……可憐部落民と一般社会との融和を欠き、資本家と労働者、其他弱者と強者の間の調停を失ひ……遂に社会主義をして其間に乘じて危険思想……」の表現があり、融和運動の本質をあきらかにしている（前掲部落の歴史・七〇頁参照）。豊田の場合にも、郡長—警察署長—村長—区長のラインに従属するしくみのなかで、この輯睦会を結成して、「要綱」の各項目が指摘する諸事業をすでに執行しようとしていたのであつた。豊田輯睦会の記録によれば、部落の人々は「一般ニ無頓着ナルモ、幼少ヨリ粗衣、粗食ニ甘ゾジ困苦窮乏ニ堪ヘ、身体ヲ鍛錬セルヲ以テ、割合ニ強健ニシテ病ニ罹ルコト少ナク……然レドモ身体ヲ過度ニ使用セル結果長命ヲナスモノ少シ」と述べ、輯睦会は「本村治上ニ於ケル将来ノ禍根タルヲ以テ、本村有志ノ間ニ之レガ改善ノ必要ヲ認メテ組織」したのであるが、「重ナル者ハ此境界ヲ脱セント努力シツツアルモノアルモ排斥、圧迫ヲ蒙リタル多年ノ習性ハ極端ナル猜疑心ト反抗心トヲ馴致シ」その改善の困難を感じている。発想としては、輯睦会としては「学事、衛生ノ面ヨリ着手シ、精神改良トシテ、講和会及善行者ノ表彰スル」といった手段を考えている。融

和行政の実質は、結局のことろ、このような美談、美蹟の賞揚や、観念面への働きかけに重点が在つたと見るべきである。生活実態からくる苦しみ、人間性の疎外などがあり、大正六年の往復文書にも、教育に關して「ヨノ部落ノ家庭教育ヲ疎カニスルト言ハシヨリモ寧ロ教育ノ何タルヲ解スルモノ尠ナク」と嘆いており、大正元年の豊田夜学会の実施などの地道な努力にもかかわらず、大正六年には、窃盜四〇、屋外（山林共）窃盜二五、賭博四一、故買四と罪質をあげ、禁錮九二、懲役九といういたましい状況であつた。

大正八年、豊田地区の行政村であつた北比都佐村役場の兵事主任が「特種部落調査回報」として、大津憲兵分隊へ提出したものの末尾に「輯睦会ノ設立スルヤ授産的事業トシテ村内ニ於ケル新設工業ハ總チ該部落民ニ直接之レガ工事ヲ請負ヘシメ、区長監督ノ許ニ一般区民ヲ指揮労役シテ工事ノ完成ヲ期セシメツツアリ」と述べ、輯睦会規約の規則によれば「労働者ハ労働団ヲ組織シ、団長、副団長各一名ヲ置キ之レヲ五人組、一〇人組ニ分チ各組長ヲ置ク、労働団ハ官公署、又ハ個人ノ事業ニ関シ労役ニ服シ、事業ノ進捗ニ努ムルヲ以テ目的トス」とあり、輯睦会として「トロッコ」「軌道」などを設備し、使用料を定めて、会員の利便に供した。大正四年八月には煉瓦の製造工場を設置したり、大正八年六月には婦女子に対する事業として、京都西陣の機業家と交渉をもち、鹿子絞りについても、大正八年九月上旬より、同村出身者が京都市内で絞り業をいとなんでいたので、教師の派遣、原料の供給を交渉し、妻女など三〇名を、地区内の民家に収容して、授業させたという記録がある。「本事業ハ家内副業トシテ農閑ノ時季ニ於ケル妻女ニ最モ適応ナルニヨリ、近キ将来ニ於テ必ずヤ發展ノ見込アルモノト確信シ……」と記載している。今回の現地調査においても、「かのこしばり」の問題が、地区的妻女の主要な内職として確認されたが、職業問題の停滞的側面と同時に、輯睦会員自身の努力で、このような自立の営為が

つみかさねられていたことが重要である。当時の行政の対応は、このような部落の人々自身の努力、善意にこたえる実質的な支持にはほとんどなんらの策をも持ちえなかつたといえよう。全面にわたつての行政の低位性ははつきりしていいるが、その観念的唱導行政とともに、環境改善的なペッチ・ワークへの傾斜が顯著であり、輯睦会の生産、授産事業にその萌芽をみるような、生活構造への直接的な効果をもつ施策—産業経済的施設への対策はとくに微弱であつた。大正九年度の部落改善費四万三千円の使途についてみると、滋賀県に例をとると、国庫交付金四、〇〇〇円、府県差出費一、五六五円、合計五、五六五円、事業の種類としては共同浴場、公会堂、明治天皇御陵遙拝所建設、家屋、道路改良、夜学、公会堂等にすぎず、各府県の事業種類にみても鳥取の授産場、広島の煙草乾燥場、藁細工工場などが目立つのみである（前掲年鑑一八四頁）。このことも融和事業の特徴として確認されねばならない。「融和事業ニ関スル産業經濟施設要綱」（昭和七年、中央融和事業協会が、内務省社会局長富田愛次郎、その他農林・商工（工務局工政課長として岸信介の名がある）拓務、…のメンバーによる企業經濟調査会において決定したもの）には、一、組合事業の奨励（一部落単位）部落を主とする協同組合（農事実行組合、生産者組合、日傭労働者の請負組合の設立、産業組合、漁業、工業、商業組合への加入促進、生産、販売、購買、金融、医療の利用、これらの一の奨励、助成、資金融通。二、産業設備、技術の改善、生産の合理化、共同作業場、機械器具の改良助成、技術指導機関の設置。三、副業の指導奨励、副業の保護、地方実情に応ずる副業の創成、講習会、競技会の開催、原料購入、生産、販売の合理化。四、職業の輔導、実業教育、職業紹介、就職開拓。五、金融施設、無尽、頼母子、高利金融の整理、負債整理、低利資金の供給、公益質屋の設置。六、移住の指導奨励、北海道、満蒙、南米への移住指導、移住資金の供与。七、経済生活の改善、経済観念の普及徹底、消費経済の改善、生活必需品の共同購

入、冗費節約、貯金の奨励。八、経済的進出の障害除去に関する事項の広汎な項目にわたっている。これらは、ようやくプログラムとして組成されたのみであつて、要綱の末尾に「以上ノ諸施設ニ対シ、政府、公共団体、融和団体等ハ相当ノ経費ヲ支出シ其ノ指導奨励上方違算ナキヲ期ス……」という基本要件の欠落、あくまで、地区の人々の人間的自覚や大正十一年三月三日結成された全国水平社の闘いのごとき自主的な運動の排除、地域の地縁、血縁的共同体規制を根拠とする、天皇制下の地方改善のワクをつよめる方式に終始することになった。以上の諸点に融和行政事業の形態の一断面があるとみるべきである。

3 「解放」行政の条件について

私たちが豊田の調査に入ったきづかけは、豊田で昭和三十五年度から実施されることになつた「同和対策十ヶ年計画」のモデル地区と、保健福祉地区組織育成中央協議会の推進地区が併行して指定されることによるものであり、その条件を前提にして、くらしの断面と、福祉にかかるニードの実態をとらえようとしたことによるのである。地元の協力のなかで、一の融和事業へ行政の歴史的痕跡、それは、たんに痕跡としてのみは看過しえない「部落」問題への地域リーダーたちの思考がある。また一方で地区の人々の生活実態の停滞的な構造に深くつらぬいた歴史のなかの重み……を、現実の「同和」対策として推進されようとする戦後の性格なり、対応の条件とつきあわせて考えてみる必要を痛感した。このなかには、戦前—戦後を通じて、融和的「部落」対策に対決してきた、水平社—部落解放委員会—部落解放同盟の活動、その「綱領」から多くのものを学びとつたうえで、当面の課題を取り扱つてみようとした。

解放運動の質的転換と評価されたのは、昭和二十六年十月、岡山で開かれた第七回の部落解放委員会の全国大会における運動方針であるという。すなわち、

- (1) 今日なお、部落差別をのこしている政治的、物質的基礎と当面する民族民主革命との関係をあきらかにし、労働者階級を中心とした全国民の闘争の一環として運動を推進する。
- (2) 部落解放委員会は少数精銳グループではなく、労働者、農民、半プロに依拠した全部落民の団結のもとに運動をすすめる大衆組織であること。

- (3) 害あつて益のない差別糾弾闘争を対権力闘争に転化させるすじみちをしめし、
- (4) 大衆の生活擁護と改善の日常的諸要求をとりあげる。

と規定した。「差別は実態であり、行政の停滞は差別である」というテーマは、この質的転換を契機として、地方行政—地方自治体の差別行政への反対運動をくむといふ実質的な闘いに展開することになった。有名な「オール・ロマンス」闘争といわれるものは、この一つの問題把握のかたちをいきいきとしめしたものであった。解放同盟の三木一平氏にきいたところでは、オール・ロマンスに掲載された市吏員による差別小説？について、決して観念的な糾弾をすることはなかつた。市長をはじめ、各部課長をあつめて、京都市の地図を前に、不良住宅、上下水道、道路、街灯の不備地区、失業・日雇労働者、被保護世帯、法定伝染病の多発、不就学児、少年犯罪、虞犯少年の居住区……の指標を円印でかこんでいくと、「部落」にそのそれぞれの指標の高い発現をしめす円印は重合していく。市吏員の執筆者が描いた劣悪な生活条件をしめすこの象徴的な「暗い円環」のかさなりこそは民衆の差別をうみだす原因であり、「この劣悪な生活状態を改善しようとしない行政の停滞こそ、差別を

再生産し助長する根源である」として京都市行政の停滞に対する鬱いをくむことになつたという。京都市側の表現としては「昭和二六年秋、本市職員による差別事件（オール・ロマンス事件）が惹き起されるに及び、同和対策の抜本的施策樹立の緊要性を痛感し……従来の民生局のみを窓口とするかたちを改め、民生、衛生、建設、教育、水道等の各関係部局を網羅した行政執行体勢を確立した」（京都市における同和行政の概要・昭三六年・二頁）といつてゐる。

一の項であげた大正九年の融和行政としてはじめてくまれた四万三千円の部落改善費もそれにつづく地方改善費の性格は、基本的に部落の人々の「解放」というより、そうした自主的な鬱い、とくに水平社の活動に対する抑圧的効果がねらわれていた。米騒動を契機とする日本の社会事業行政の整備、社会政策諸立法と地方改善事業の展開が同質の、権力—支配層の「餉とムヂ」の譲歩と融和策であつたことはいうまでもない。この歴史的な地方改善の形態は戦後において「融和」から、行政用語としては「同和」とかわつたものの、決して、「基本的人権」や「生存権」の新憲法の理念によつて国なり、地方自治体が行政措置によつて、自発的に、積年の慘苦のままに停滞してきた「部落」の解放にかかる課題をとりあげようとするものではなかつた。かえつて「戦後の一期においては、行政当局者の頭を支配したのは、特別な部落対策費というものを近代社会の、しかも民主主義の今日の社会において、国及び自治体がことさら採りあげて実施することは、民主主義精神に反し、かえつて差別を確認し、これを助成することになる、という点にあつた。民主主義の逆用も、甚だしいものといわねばならぬ」（原田伴彦・前掲論文・十三頁）という事態があり、昭和二二年度に大阪府において、全国最初の同和予算二百余円が水平社から、戦後再発足した部落解放委員会の強い要求によつて、はじめて編成されたことを指摘して

いる。

部落解放運動に触発され、あるいは、多くの人権侵害のケースや当事者の「死の抗議」をもともなう差別事件の発生（豊田においても公民館のダンスパーティで地区の青年が地区外の青年から手をつなぐことを忌避されるといったかたちがおこりついで）、朝日新聞などによるプレスキャンペーンなどが、政党にもつよい圧力となり、与党の自民党では「同和問題閣僚懇談会」をつくり、三〇億円の予算計上を喧伝したが、三五年度には、その五分の一、六億三千万円という額にとどまつた。三十六年度には、厚生省に一億円、建設省に九億五千余万円が同和対策予算として組まれた。行政というものが、きわめて、中正、客観的過程「技術」的表現をとつてゐるが、行政は政治的な政策決定を運営するきわめて具体的な形として存在するという外ない。私たちの調査の端緒になつた「モデル地区」にしても、自民党の同和対策特別委員会の動きがあり、解放同盟としては、特定の「部落」とくに解放同盟の力のよわいところを優先的にとらえるものであつて、「部落」内の格差と分裂を結果するものだと判断している。豊田においても三ヶ年プランで三千萬円余の、かなりの金額が集中的に、総合行政のワクのなかで投入され、補助の順位に優先性が付与されている。融和団体の戦後版である全日本同和会などとの関連もモデル地区については留意しなくてはならないとされている。豊田においても、解放同盟は組織的な基盤をもつていかない。地域リーダーはかならずしも、同盟を敵視するものではないが、モデル地区指定との関連もさまざまな課題を予想せしめる。豊田におけるニード調査において、その優先性、緊要度、要求のあつみについて調べたところ、水道が圧倒的に他をひきはなして第1位、隣保館、児童公園が二位をあらそい、以下、浴場、保育所、診療所、道路、下水の改修がつづいている。モデル地区指定にとまばう豊田住民の要望であつた。これらのくらし、地域

の生活にとつて緊要な施設が、ようやくモデル地区指定によつて獲得されようとしているのである。厚生省社会局生活課の管轄による地方改善施設整備補助金というものがあり、三五年度、八、七〇〇万円、三六年度、一億四、七六四万円をくんでいるが、豊田の要望するような施設に対する国庫補助率がきまつてゐる。たとえば、隣保館 $\frac{2}{3}$ 、共同浴場 $\frac{2}{3}$ 、共同作業場 $\frac{2}{3}$ 、下・排水、共同便所、共同炊事、共同井戸、地区道路、隣保館管理運営費など $\frac{1}{2}$ といつた割合である。しかも、そうした施設の認証単価～基準単価の算定基準がきわめて低く、生活館では、木造で坪あたり、四万二、〇〇〇円、ブロック五万九、〇〇〇円、共同浴場、木造三万五、〇〇〇円、ブロック五万円（都市部で）であり、郡部ではさらに低いもので、現実には、七万～八万円はかかるわけで、それは地方自治体の単費の持出しによつてまかなう外ない。モデル地区といつても、補助率、単価についての優遇措置はないのである。だからモデル地区指定をうけた「部落」をもつ地方自治体は、あらたにその補助金にみあうところの自主的な単価としての財源のワクをふやさなくてはならず、このためにモデル地区を返上したケースもあるという。地域民主主義や住民自治の伝統がよわく、地方自治体の行政が、国の政策の下達―末端の機構としての性格がつよく、とくに地方財政の脆弱と自主財源の貧しさは、あらゆる低位な陥没状況にある地域住民の要望にこたえる積極的な地域の現実、住民のニードに応える行政の執行がきわめて困難になつてゐるのである。滋賀県においても、昭和三六年度には、二、八二四万円を同和対策費としてくんでいるが、豊田のモデル地区の優先取扱いで、これ以上、財政支出のワクを拡大できないところから、行政の停滞と圧縮のおこるおそれがあると考えられる。同和対策として、たとえば、滋賀県においては、たんに民生部課の責任による行政執行ではなくて、ぐるりの全面にかかる総合的見地から実施されなくてはならぬといふので、各部課の連絡

会議がもたれ、同和対策の審議会の発足も前むきの姿勢でとりくまれようとしている。解放同盟もこの方向について支持しているときいた。こうした執行体制の姿勢も、窓口業務の意欲的なとりくみも、前述のように国の補助金政策、国の委任事務の強制のワクがあつて、そのしめつけが、地方独自の施策を異常に困難にしていると考えられる。ここにも中央統制や国の指導、勧奨、奨励による地方団体に対するコントロールが働いていること、つねに指摘される地方自治体の赤字が所与の財政力と仕事のアンバランスによるものであること、地方団体の事務過重、その事務の大半が法律又は補助金による国の強制又は準強制に原因している。地方行政に対応する財政的裏付の不足と欠如、裏付における測定単価を低く、一方的に決定する等の矛盾が、同和対策のこの局面にいかんなくあらわれている。(赤木須留喜「地方自治の本旨」とその機能・「思想」一九六〇・五月号・六六頁参照)

豊田のデータによつても、「解放」行政の基軸を形成するものは、この低位な経済生活、不安定な所得の保障をふくむ、生活構造の変革でなくてはならない。そのために、「行政」がどのような援助を行ひうるかという点にかかっている。豊田の婦人会のメンバーが「明日の豊田のために」という相コトバをいだいているが、この希望も、たとえば、子供たちの教育、進学によつて、より安定した、レベルの高い就職へという意欲に支えられているのである。ところが、このモデル地区のプランにみても、非常に、環境改善事業費の多いのが目立つのである。「部落の環境改善の重点は、なによりも部落民の明日の生活資料の再生産が可能でありうるような就業の条件をつくり出すこと、しかも、その再生産の条件が安定性と継続性をもつて配慮することが先決問題である」(原田前掲論文一四頁)といふことがポイントである。Iの融和事業の形態において、環境改善、唱導行政へのいちじるしい傾斜について触れたが、この地方改善的径路は変革されていない。解放行政の不在がある。環境

改善が、部落の生活基盤を組み直すものとしてとりもまれていない。豊田においても住民の実情、調査対象者の主婦の暮らしのペターンをみると、一六一名のうち一二六名（七八・三%）が内職、その他に従事し、とくに従事者の七九・三%が、かつて豊田轉陸会が大正期に斡旋移入した「しほり」（写真参照）であり、一日一〇〇円～一五〇円が容易でない、という状況である。主婦の内職労働としては、根をつめ、質、量ともに重い労働であるにかかわらず、月収二、五〇〇円にもみたぬ人々が大半をしめている。主人の方は、零細經營の農業であり、農業プロレタリアとしての不安定な日稼ぎと土木工事の現場就労というかたちで生計を維持している。最近の設備拡張、公共事業のブームによつて、売り手市場で、目先きの得失によつて、現場は次々と移動しているが、恒常的に求人はあるようだ。このような就業形態こそ、豊田においても、過剰人口部分、とくに、その潜在的形態として、肉体銷磨労働、単純労務への給源として、そのプールの役割を果し、下降的な階層分解を結果して、現金一日錢のはいる、先ゆきの目途のたたぬ、その「日ぐらしの心性」をうそつけることになるのである。いわゆる「環境改善」のむなしさがここにあると思う。豊田の生活実態は、あきらかに、経済的な陥没であり、かきあつめ型家計の維持にせいいつけばいたのである。病氣もこの脆弱なくらしをおびやかすものである。低収入・不安定就労の悪循環をたどる努力を結実させねばならないが、たとえば、農業基本法における「貧農切り捨て論」「撲滅的拡大」の論理のベースからは、きびしい淘汰にさらされる条件が「完備」しているといえよう。農業經營のなかで、相当の資金を要する機械化の導入、多角的經營、畜産、果樹、その他換金作物の拡大にしても、豊田には私たちの行つたさやかな生活断面のデータにみても、それらのベースを受容する基盤が、歴史的に、積年の悪条件の加重によつて欠落しており、このままで、まさにに、環境改善的モデル地区の構築もむなしく、ますます、

独占資本の志向する過剰人口、「低賃金」労働力の給源化のコースにひきいれられるをえないものである。地域リーダーは、直感的に、進学や安定した就職による悪循環の打開を考えて、この一点にせいいっぱいの防衛の姿勢—位置を発見しようとしている。“明日の豊田”は、地区 자체の内部的な改善の途には限界があり、進学、賃金、労働条件の安定した就職によって、子女の生活の可能性を地区外にもとめ、そうした達成によって、“外からの回帰”によつて、新らしい刺戟や資源をみちびきいれて、豊田の状況を変えてゆこうとする発想がうごいている。この場合に、それを阻止するもの、次代の可能性を崩すものとして「差別」への顧慮がとくに問

昭和三六年度同和対策特別事業予算表
(→千円)

局	事 業 名	昭和36年度 当初予算額
民 生	隣保館管理費	686
	隣保事業費	3,616
	ガス設備資金・貸付事業	1,710
	隣保館營繕費	1,163
	公設浴場・營繕費	1,683
	隣保館建設費	3,280
	計	12,138
衛 生	保健所分室管理費	756
	トロホーム対策費	2,470
	共同便所整備費	903
	計	4,129
土 木	道路整備	1,800
	街灯整備	270
	排水路整備	1,200
	計	3,270
住 宅	住宅地区改良事業	137,182
	計	137,182
教 育	補習学級、サマースクール	3,488
	特別就学奨励	2,411
	生徒就職補導	485
	教職員に対する同和教育	507
	特別トロコマ対策	820
	生活改善講座	1,190
	計	8,901
合 计		165,620

(京都市における同和行政の概要・昭和36年・16頁)

題になつてゐるようにも看取された。このような、『豊田の希い』にとつて、中央、地方の行政レベルで必要な予算費目は、技術習得、就学奨励、生業資金貸付、等の系列である。たとえば、就職準備訓練費、同和奨学事業費（徳島）世帯厚生資金貸付金、低所得階層技術習得貸付金、経済厚生貸付金（大阪）などの費目が生活基盤再編強化のための行政的配慮がなされる方向のテスト・ケースとなつてゐる点も注目してよい。（前掲・原田論文参照）前表は、京都の場合であるが、環境改善の比重が高いことは、ただちに判明する。

行政施策の内容として、生活基盤の再編強化にダイレクトな効果を期待できるものを列挙してみると、民生局における、(1) 「隣保館、青少年、婦人補導」サークル補導（青年・少年・婦人の生活改善意識の向上を計るための体育・芸能の補導、学習教室（小中学生の自主的学習、基礎学力の向上、青年ルーム。(2) 職業技能補導（青年の近代産業就職促進の一助とする。自転車運転技能科、自動車整備科、タイプ科、美容師養成科、建築塗装科、配管工養成科。(3) 改良住宅入居者の生活改善指導、大学生への篤志奨学金給付、高校生の教育扶助資金、就学奨励金の給付、教育委員会における補習学級、就学奨励金（小・中・高校生）生徒就職促進補導などである。

京都市の行政執行のプログラムは、肌理のこまかい配慮があるようであるが、住宅局の行う、住宅改善事業の進行によつて、劣悪な住家から公営アパートに移転できても、家賃、光熱費、専用水道……にはじまる諸経費の支出が不可能になるようなくらしの不安定性の根源についての行政的解決のための支援はどうてい十分とはいえないものである。解放行政へのあゆみは、すくなくとも、融和行政一同和行政を通して、主軸視されてきた、

いわゆる環境改善事業費と「同質同等」（原田教授の表現）あるいは、より重点的に生活基盤の強化と安定、継続性のある暮らしの再生産条件を向上させるための行政的配慮が実施されることがその第一歩であるといえよう。

4 むすびとして

豊田においても、私たちの調査で「寝た子を起すな」と、差別も、暮らしの苦しみもそつとおけという人は一五・五%（四一人）で、それらを問題として、どしどしいわなければならぬという人々が六八・三%（一一〇人）となつてゐる。京都市の教育委員会の実施した「部落」の子どもたちを中心とした中学卒業生の進路実態についてのすぐれた報告書をみても、たとえば、社会保障に関する回答では、「働く意志をもぢながら貧乏で生活に困っている人を国家は救うべきだ、当然である」とする見解が八二・八%（一一〇六名）、「生存競争の敗者だから仕方がない」とする者は八・〇%（一〇名）にすぎず、この場合、たとえ、国家が巨額の費用を必要としても、そういう人々を保護、保障すべきだという考え方が、九一・四%（一九〇名）、たくさん経費がいるから世話を必要がないといふものは一・九%（六名）にすぎなかつたというデータがある（同報告書・四八一五〇頁参照）。この現実に真実がある。「融和的」な発想を容認して、国や地方の行政なり、さまざまの施策にむかいついた状況はあきらかに変りつつある。このコースは、あゆみもおそらく、じぐぢぐの途を通るであろうし、容易なことではないであろう。「部落大衆の権利意識に支えられ、行政当局者の国民への奉仕への観点からの責務の遂行」という形で行われて、はじめて同和行政は解放行政の名にふさわしいものになる」この原田伴彦教授の結語は正当であり、私たちが豊田の調査において確認したところである。

社会福祉の課題としての部落問題

一四八

※ 本稿は共同研究「同和地区における社会福利的諸問題」の題名のもとに昭和三五年度同志社大学人文科学研究所の研究助成金をうけた研究の成果である。実地調査にあたっては地元の豊田地区の人々、滋賀県社会福祉協議会・滋賀県庁厚生労働部の関係者の熱心な協力を得た。